

第434回（定例）福崎町議会会議録

平成22年12月22日（水）

午前9時30分 開 会

1. 平成22年12月22日、第434回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 難波靖通 | 9番  | 吉識定和 |
| 2番 | 牛尾雅一 | 10番 | 石野光市 |
| 3番 | 宮内富夫 | 11番 | 小林博  |
| 4番 | 釜坂道弘 | 12番 | 東森修一 |
| 5番 | 福永繁一 | 13番 | 富田昭市 |
| 6番 | 志水正幸 | 14番 | 北山孝彦 |
|    |      | 16番 | 松岡秀人 |
| 8番 | 広岡史郎 |     |      |

1. 欠席議員 1名

15番 高井國年

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

|               |      |             |      |
|---------------|------|-------------|------|
| 町 長           | 嶋田正義 | 副 町 長       | 橋本省三 |
| 教 育 長         | 高寄十郎 | 技 監         | 中島勉  |
| 会 計 管 理 者     | 牛尾敏博 | 総 務 課 長     | 尾崎吉晴 |
| 企 画 財 政 課 長   | 近藤博之 | 税 務 課 長     | 山口省五 |
| 住 民 生 活 課 長   | 松岡英二 | 健 康 福 祉 課 長 | 高松伸一 |
| ま ち づ く り 課 長 | 志水利雄 | 産 業 課 長     | 井上茂樹 |
| 下 水 道 課 長     | 後藤守芳 | 水 道 課 長     | 豊國明紀 |
| 社 会 教 育 課 長   | 山下健介 | 学 校 教 育 課 長 | 志水清二 |

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

なお、高井國年議員より欠席の届けが出ております。

それでは日程により、一般質問を続けてまいります。

5番目の通告者は、広岡史郎君であります。

1. 予算について
2. 柳田國男50回忌事業について
3. 職員配置について

以上、広岡議員どうぞ。

広岡史郎議員 皆さんおはようございます。平成22年の福崎町の本会議も多分きょうが最終日と、まあ何かあるかわかりませんのでね、そういうわけで一般質問、きょう1日おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

私は今回3点通告させていただいていますが、まず、職員の適正配置についてから入らせていただきたいと思います。

今回、この質問をしようと思いましたが、ここ2年間の職員採用で技術系を募集したのですが合格者がなく一般枠でふやして対応したと総務委員会の報告がありました。私は一度、そういう人数合わせではなく、何とか別の方法も使って、どうしても技術系が要るのであれば、その採用を考えるべきではと質問させていただきましたときに、確か町長だったと思うのですが、当町の職員はオールマイティにならなければならないと、一般職枠でも対応できるとお答えいただいた記憶があります。しかし、10月の終わりごろですか、一人の職員に悲しい出来事がありました。せっかく厳しい試験を受けて狭い門を晴れて合格されてきた職員全員が、本当にオールマイティに業務に対応できているのか、そのための人事管理、配置はどうなっているのかというわけで今回この質問をしようと思ったわけです。

地方自治体は、以前はともすれば閉鎖的な組織で、一般公務員は住民と少しかけ離れた意識のもとで仕事をして給料をもらっているということがありましたが、最近の地方分権の推進や公務員制度の改革から、地方自治体の行財政改革が進められておりまして、全国の町で取り組まれております。それはここ10年来の合併特例法の関係での自治体の形とか規模とか基盤の変化、国の三位一体の改革の影響でより一層自治体の改革を進めなければならないという、世の中の流れから、総務省は平成17年に行政改革推進のための実施計画、集中改革プランを策定して数値目標で取り組みということで、当町でもされておりました、第3次行政改革、17年度から21年度、昨年度までですが、集中改革プランを策定して取り組まれまして、その続きですね、第4次が22年から5年間ということで、当町の分も示されて取り組まれております。その中で、職員配置あるいは人事管理に関して、少し今回質問させていただきたいわけですが、第3次集中改革プランの中では大きく3項目の中に数値目標のあるものもないもの、85プラス後2項目ふえたんです。これがありまして、それを今度第4次では大きく4項目に分けて47プランに絞って、集中的に取り組むということになっていると思います。まず、その第3次の中で町の組織等に関するものとしましては、職員配置、人材育成などの項目として、簡素で効率的な行政運営の推進という中に、「組織・機構の見直し」「定員管理・給与の適正化」「人材育成の推進・多様な人材の確保」というのがあります。総務委員会にも報告がありましたが、その3点について改めて第3次、5年間の中で、どのように取り組まれてきたのか、その取り組みについてどのように評価されているのかについて、まずお尋ねしたいと思います。

総務課長 まず機構改革の件でございますが、平成18年度の機構改革でまちづくり課、住民生活課、健康福祉課といった形で再編をしております。15課を13課にしております。また翌年度ですけれども、保育所業務を学校教育課に移管して、

就学前教育をすべて教育委員会で担うことといたしました。定員管理・給与の適正化につきましては、集中改革プランで5%の職員の削減目標を立て、目標を達成しております。給与については、平成18年度の給与構造改革の中で、給与水準の適正化に取り組みました。人材育成の推進につきましては、職員研修の中で意識改革に取り組んでおります。また管理職に対しましては人事評価にも取り組みました。いずれも住民のいのち、くらしを守る行政運営を進めるためのものであります。これらの問題は永遠の課題であります。引き続きこれらの課題に取り組んでいきたいと思っております。

広岡史郎議員 ざっと答弁をいただいたわけですが、例えば組織・機構の見直しにつきましては、確かに課の統廃合なり、幼稚園まで含めて教育委員会に保育所の一本化がありました。その中で職員のそれぞれの仕事としましては第3次のプランの改革の内容では、例えば組織・機構の見直しにつきましては、効率的で効果的な行政運営を図るために各職場の事務量の把握を行いとなっております。これはやはり絶えずこういうことはしていかなければならないと思うのですが、こういう事務量の把握というのが本当にきっちりできて、みんなに大体同じような仕事の分担でいっているのか。決算のときに質問があったかと思いますが。残業する職員はしょっちゅう残業していて、一生懸命遅くまでしていると。絶えず見直さないと。職員の事務量、職務分担表というのがあって私どもいただいて見ておりますが、偏りがあるんじゃないかと思うところなんです。大丈夫ですか。そういう見直しを絶えずされておりますか。

総務課長 毎年10月ごろだったと思うんですけども、人事ヒアリングというのをしております。各課長から仕事の量でありますとか、職員の要望でありますとかのヒアリングを行って、適正な事務量等の把握に努めているところでございます。

広岡史郎議員 そういうことも絶えず取り組んでいきたいと思っております。

それと、後はその人事制度改革ということで取り組まれておまして、第3次のプランでは管理職を中心にしたと、それがこの第4次に向けてはすべての職員に当てはめて取り組むとなっておりますが、その取り組みの手法、評価の仕方というのはいろいろあると思うのですが、その評価の柱、どういふのを基本・根本にしてこういう人事評価制度は取り組まれているのか、一度お聞かせ願いたいと思っております。

副町長 地方公務員法第40条第1項の規定に基づきまして、職員の勤務実績と能力を把握することによりまして、職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促しまして、人材の最大活用と効率的で質の高い行政組織の実現を図ることを目的といたしまして人事評価をいたしております。基本的にはその人その人、個人個人の能力があるわけでありまして、その適正化を見きわめるといった形の中で、何も評価するときだけがその評価に値するのではなく、年中含めまして、それぞれにおける分野を評価させていただき、また本人と話し合いをすることによって、本人がわかっていない、また他人がわからないといった面も含めまして、お互い評価をしていくという形を整えております。

広岡史郎議員 その人事評価制度というのは福崎町を本当に住民さんに親しまれる、信頼される自治体づくりに向けては、職員がきちっと本当にその意識を持って取り組んでいかなければならないということで、その職員の意識改革を含めて大変大切な問題ではないかと思うところであります。税金というお金を払っていただいて安心して住めるまちづくりですね、安全・安心のまちづくりというのをつくってくださいと負託を受けていると当然とれるわけでありまして、この負託

にこたえるためにも、まちづくりをするにはまず取り組まれる職員の資質向上、意識向上が何より大切です。民間でも企業は人なりという言葉がありますが、決められた仕事、言われた仕事をこなせばそれでオーケーは昔の役所仕事だったかも知れませんが、今はそうではありませんので、住民の視点から判断できる職員、行動できる職員が非常に重要だと思うのです。第3次の集中改革プランの取り組み状況というのを見ておきますと、もう一つよくわからないわけです。例えば、職員の意識改革というのがありまして、改革の内容としては今副町長の言われたような職員の意識改革を進めるために云々ということである民間企業との交流を図るとともに、意識改革を目的とした各種研修会を開催するとありますが、取り組み状況としてはこの報告に載っておりますのでは、職員による業務改善提案、民間企業との交流は実施できなかったと、しかし職員研修として各種研修機関への派遣と、自主研究グループへの助成、研修参加者の公募等により自己啓発の促進を図ったと書いてありますが、改善提案などの大事なところはできなかったと、しかもこの職員の意識改革という項目は、第4次ではこの項目は吸収されたのになくなっております。このあたりについて、どういうふうに、本当に取り組まれる考えなのか、改めて確認をしておきたいと思っております。

副町長 議員さんもお承知のように、総務省における分野で職員の削減目標等はうたわれてまいりました。そのときに総務省の公務員課の課長補佐が兵庫県からの出向職員でありました。今、兵庫県におきます分野で人事課長をされております。この方とも懇意にはさせていただいておりますけれども、基本的には職員定数を5%削減してくださいよと、これが一番大きな目標であると、その中身については問わないと、三位一体の改革に合わせた形の中、また国民の皆様方、住民の皆様方からいただいております、公務員が多いのではないかと、そういった批判をかわすために、総務省が一定の数字を示したものであります。公務員における分野につきましては、憲法に書かれている職業は公務員だけであります。これはもう議員のお承知のとおりだと思います。また、公務員における分野につきましては、公明・公平・公正さが求められておるところであります。そういった形の中で、私どもの職員には意識改革を常に持たせていただいておりますし、職員みずからが研修に参画をしていくといった形の中で、多分兵庫県下12町のうち、私どもの町が上位級におけまして、職員研修を含めまして一番参加率が高いのではないかと自負しております。

広岡史郎議員 定員適正化というのは、職員の適正配置ということで、これはきのうの夕べ、インターネットで出したのですが、定員の削減とそれをどう対応するかというのは、どこの市町でも取り組まれております。そんな中、より人材育成を充実させて、町を活性化して、本当に住民さんの負託にこたえるまちづくりをしていかなければならないということでもあります。そして今副町長は研修を図っているということではありますが、第4次の集中改革プランの中の効率的で柔軟な体制の中の人材育成の充実というのがここに入っていると思うのですが、取り組み項目34番ですね、確かに取り組み内容は、行政の担い手である職員一人一人の意識改革を図るとともに、住民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新しい時代の流れに対応できる創造的能力を有する人材を育成するとありますが、決算のときにも質疑があったと思いますが、あくまで県あるいは市町村アカデミーとか自治大学、職員を派遣して研修してこいということで、みずから自己改革や意識自己啓発をして取り組もうという公募もされているようですが、21年度6人募集して、実際は3人しか応募がなかったと載っていますね、とい

うことは逆に言うと、6人公募して10人来て選別したぐらいの意識改革でないと、6人の枠あったけど3人しか来なかったでは本当にそういう職員みずから研修しようという意識が盛り上がっていないのではないかと思うのですが、そのあたり大丈夫ですか。

総務課長 公募研修ということで職員に募集をかけております。この研修は市町村アカデミーということで、千葉県でありますとか、滋賀県への研修でございます、3日ぐらいから1週間程度の中期的な研修でございます。この研修につきましては、参加者が多い年もありますし、若干少な目になる年もございます。今回21年度は確か3名ということになっておりますけれども、公募したいと申し出があった方につきましても、2年続きでありますとか、そういった職員はちょっと遠慮してほしいといったようなことを言った職員もございます。引き続き公募研修には参加していただけるように、職員にも啓発をしていきたいと考えております。

副町長 この市町村アカデミーに参加しました課長補佐、女性でありますけれども、彼女が申し上げるには、自分に行くまでの間について、ある程度研修に対する偏見がありましたと、しかしながら行ってこない、立派な、また講師先生を含めまして最新の情報を得られるとは思っていませんでしたと、これらにつきましては、それぞれ女性で会合等がある場合においては、こういう研修について積極的に参加するように、私のほうからも促していきたいといったような旨の言葉もいただいております。そういう関係も含めまして、研修のよさというものは実感しなければわからない点もあろうかと思えます。こういう点については職員にそういう関係も含めまして、促すような形で積極的に参加していただくようお願いしてまいります。

広岡史郎議員 言われて行く研修ではなくて、そのようにみずから行ってよかったと、それで行ってきて勧められてみずから行こうという意識が大切だと思います。

そんな中で、そういう新しい自治体をつくるためには、まず人であるということ、人事システムの見直しから取り組まれているところも多々あるようです。管理型の今までの人事から職員が自分で、今回職員提案はなかったということですが、職員みずからが業務改善など積極的に取り組んで、関与するような、そういう人材の育成と組織目標の達成を図るという開かれた人事制度と、難しい言葉で書いておりますが、そういうふうへ転換している自治体があるようであります、当町も他市町の動向を参考に、私どもも視察なんかでは他市町の動向を参考にしに行くわけですが、そんな中でちょっと先進的な事例をここで一、二点、ご存じかもわかりませんが紹介したいと思います。

これは盛岡市の人材育成目標のところだけを簡単に書き出したのですが、人材育成目標としてはっきりと4項目挙げておられまして、「能力ある多様な人材確保のための採用方法の見直し」これをされています。それから「職員の意向や適正を重視した職員配置」。それから「研修基本方針を定め、個々のキャリアプランの作成支援」。キャリアプラン、「そのプランに応じた研修の継続」と、そして人事評価制度をこの盛岡市では職員の行動特性の把握と評価を柱にして、難しい言葉で書いてありますが、そういうことをきちっと柱を決めて人事評価制度をしているということで、その「能力ある多様な人材確保のための採用方法の見直し」、一番最初に言いました、当町の場合は技術系の合格者がなかったということですが、この内容を実は12月19日、つい先日の日曜日の読売新聞の社会面にあったのです。島根県ですね、隠岐の島の海士町の取り組み、これは本当に小さな町ですが、ごらんにはなってないですね。小さな記

事でしたんで。この海士町というのは境港から沖へ行く、隠岐の島の堂田とい  
いまして、隠岐の島本島の手前の小さな島が三つほどあって、それぞれの小さ  
な島が一つの町になっているというところで、ひところは財政投資なんかで事  
業、補助事業ばかりですね、再建団体寸前まで行っておったところを、コン  
クリートから人へということで町長以下、町を挙げて、行財政改革から特産品  
づくりまで取り組まれているところでありまして、7月にたまたま私ども視察  
に行ってきたところが、また新聞に載っておりましたのでご紹介したいと思  
うのですが、来たれ隠岐、海士の星、ということで、過疎化に悩む町が職員を2  
人全国募集したというのが読売新聞の社会面に、全国版に載せてくれるわけ  
です。型にはまらない人材育成を発掘したいということで、若手職員2人を全  
国募集すると、人口2,400人の過疎化高齢化が進む町で、私ども行ってきま  
しましたが、再建団体転落をイワガキとかサザエとか海の物、幸、あるいはブラン  
ド品、牛も含めていろいろ取り組まれています。そういうふうに既に発想豊  
かにされている中で、しかもこの海士町、小さな人口のところに高校がありま  
す。就職口が非常に少ないので本来だと島でフェリーですと3時間も4時間も  
境港までかかるところですので、地元採用ということで当然地元で、されるん  
ですが、あえて全国公募する。だからより一層そういうふうにユニークな人材  
を募集すると、しかもその募集、試験方法も町の幹部となべを囲んで語り合っ  
てもらったりして採用を決めると新聞に載っておりました、これをまた後で、  
19日の社会面見ていただいているといいですし、これもお配りしますので、こう  
いうこともやっている、やるところはやっているということをご紹介したいと思  
います。つまりなぜかといいますと、ただ単純にまちおこしだけではなくて、  
この海士町は例えばこの前ちょっと住民課長に聞いたのですが、ストップ温暖  
化「一村一品」運動というのがありまして、毎年各県単位で温暖化に向けて取  
り組んでいるコンクールをして、各県の代表が集まって東京で年1回「一村一  
品」全国大会というのがあるということで、ことし2010年は2月に東京で  
あったんです。この中で今言った島根県代表はやはり海士町が出ておられるん  
です。本当に島根県の端っこの端の小さな人口2,400人の町ですが、こう  
いうことも全国的にきちっと取り組まれて最優秀をもらっておられます。そう  
いうふうに職員で意識改革とそういうのがあればすべての面で取り組みが進ん  
で行くと、それが結局町の活性化につながっていくと思いますので、ぜひとも  
そういう方面から人事資質を見直すというのに取り組んでいただきたいと思います。

しゃべってばかりですがもう1点、今回この公務員のあり方、職員の意識の  
持ち方、あり方を調べておりました、聖徳太子の17条の憲法に出会いました。  
その第4条に、ご披露したいのですが、訳文、漢文をね、訳文ですが、朝廷の  
役人たちは敬いを根本とせよ。民衆をおさむる根本は必ず礼儀にあると、上  
の者が礼儀知らずなときは下は整わない。下が礼儀知らずのときは必ず罪をつ  
くる。だから調定の役人たちに礼儀あるときは位の事務が乱れず、百姓、民衆  
に礼儀あるときは国家はおのずからおさまるといふのがありまして、これはど  
っちかというと今の国会とか中央官僚の方にでも参考にさせていただきたいと  
ころありますが、礼儀が必要というところで、住民に言いなりになれというの  
ではなくて、負託を、さっきいきました税金をいただいて負託を受けて、その  
税金を活用して住民さんのために働くということですので、そういう礼儀を絶  
えず忘れないようにしておくべきであると理解するわけです。そんな中で実は  
この前の11月29日の臨時会で、一部住民さんに厳しい対処をしなければならない

ということがありましたが、そういう厳しい対処をするときも、本当に礼儀を持って最初に話に行かれたのか、本当に礼儀が尽くされておれば、あちらの方もそういう立場にあった人ですから、厳しく対処することに従ってもらいやすかったのではないかと感じたりも、これを見ていましてね。確かに厳しい対処も必要ですが、厳しくするところにも礼儀が必要と、あればけんかにならないのではないかと思ったわけですが、どうですか副町長。

町長 人事とか個々の問題は担当課が答えますが、人事の相対的なあり方というのは町長の姿勢が大いに関係しているというのが事実であります。私の人事採用は学科主義であります。試験で優秀な点を取らない職員を採用するというのには私はそれにはなじんでおりませんから、試験で優秀な成績を、いい点を取っておると、その試験が妥当性があるのかどうかというのは、それはいろいろ問題はあろうと思いますけれども、一定の場所で、私たちが試験問題を出すわけではありませんけれども、一定の場所で試験問題をきちっと作成されて、それに応募者が臨んで一定の成績を取ると、福崎町の役場の職員は知的能力が高いという職員をとりたいと、それは福崎町の将来を担う人材としては絶対に欠かすことができないという私の信念に基づいております。残念ながら技術職では到達している点数には達しない、したがって達しない職員をとるとということにはなじまないで技術職員を採用しておりません。優秀な知能の持ち主は应用能力も整っている、このように私は思っているわけであります。今は文系かどうかは別にいたしましても、知的な能力があるならその方面で一生懸命に頑張る、努力すれば技術的などところにもきちっと対応してくれる、そのように成長してくれると考えております。

私がオールマイティというのはそういう意味であります。オールマイティを使う場合には広岡議員もご承知かと思っておりますが、人はそれぞれTPOですね、よく言われる。いつ言うのか、どんな場所で言うのか、どんな状況の中で言うのかということによって、しゃべる内容が異なるのが当たり前であります。私が職員に向かって言う場合に、あなた方は一生懸命に勉強をして優秀な成績をとって役場に入ったんだから、オールマイティの職員ですよという場合があります。しかしよいよ人事配置するとき、そうかということなかなかそうはいかない。やはり適材適所があって、その適性に応じて配分をする、人事異動をするというのは、これまたオールマイティと言いながら、仕分けをするというのはおかしなことでもありますけれども、社会の場合いつでもTPOなのです。そのときがどうなのか、その場所がどうなのか、どんな状況の中なのかということの判断の総合的な結果として、そのときそのときに対処をしていくということになるわけであります。しかも福崎町のように200人以下の職員しかおらないというところに、税務課に一生おるとか、産業課に一生おるとか、そんなことはできません。したがって、採用した職員には、あなた方はオールマイティでありますから、どんな職場に行っても力いっぱい自分の能力を發揮して、その職責を十分に全うしてほしい、こういうふうに言うのは町長としては当然のことです。その職員にオールマイティを望まないで何を望むんですか。その場所に行っても力いっばいやれというのは当然のことです。したがって、そのように言っている。しかし別の研修のときにはオールマイティと言いながら、あなた方はここが不足しておりますからそこは一生懸命頑張れと激励をする場合があります。それは今言いましたようにTPOなんです。すべてそういうことであるわけです。

隠岐の島の町長は小さいまちづくりの輝くフォーラムのメンバーでもあります

から、隠岐の島の状況はよく知っております。しかし、私は町村運営というのはそんなに特別じゃなくてもノーマルでいいのではないかと考えています。特別な状況ではなしに、普通のことを普通にこなす。住民のその町のいのちとくらし、人権を守るということに一生懸命に取り組む、そういうことで私はいいのではないかと考えております。

先ほどから5%の削減が出ておりますけれども、広岡議員は日本の国内だけしか見ておられない。OECDの中で公務員の数がこんなに少ない国はどこにあるんですか。広岡議員はOECDの比較なんかされたんですか。日本は公務員数が圧倒的に人口比にして少ないのであります。それをなおかつ減らせというのは、住民サービスを減らしなさいということを総務省が言っているというふうに私は感じております。しかし総務省は上級でありますから、これに従わなければ町村が運営できないですから、私はOECDの比較で言うなら総務省こそがもっと公務員数をふやして、住民サービスに徹せよという指令を出すべきだと個人的に思っております。しかしそんなことをしておいたら福崎町はやっていけませんから、5%削減をしなさいと総務課長には言っておりますけれども、私の個人的な見解は世界の中で互していこうというなら、公務員をもっともっと世界の国と同じようにふやすべきです。フランスやドイツはうんと多いですよ。日本の国内だけを比較してどうやこうや言われますけれども、世界の国の中で互していくとなれば、世界の状況などもきちっと勉強して発言をしていただきたいなと私は反対に思います。

そういうふうにして人事というのは、そして提案がないということですが、私は研修に行った職員の研修報告はどれほど綿密に提出させているか、それはきちっと出してもらっています。なぜなら研修に行きながら研修報告をしないというのはいけないわけありますから、私は研修報告をきちっと見ております。そしてそれはコピーしてファイルをして全部持っております。その中にはたくさんの方の提案があるわけあります。研修に行ってきたこういうふうにしたということです。それは課長も全部見ております。したがって、いいことについては一生懸命に取り組もうと書いております。中でも一番感心したのを一つだけ紹介しておきますと、研修に行ったら今私債権というのか公債権というのか、その取り組みについて私はこういうふうにやりたいという綿密な提案も出してきてくれております。恐らくそれは来年度、そうした職員の提案が実って、きちっとしたい条文になるのかならないのかそこまで私もまだ知りませんが、そんな形できちっと練り上げられてくると確信を持っているわけあります。

私はよく全国的に呼ばれる町長だと思っております。方々に行って話をします。そこで話をすると、私が福崎町が誇りにする三つの数字というのがあるのですが、その三つの数字の一つは20年度、21年度、兵庫県下の現年度の納税率は兵庫県下一であります。ということは、町民の皆さんが町政に一定の信頼を寄せられているからこそ、納税率兵庫県下一、連続してなっております。これは職員がよく頑張ってくれた結果だと私は確信して、職員にはよく頑張ってくれたと言っておるわけあります。二つ目の数字、これは図書館の貸出冊数であります。図書館ができてことしの7月1日に5周年を迎えたんです。5周年を迎えて全国第8番目にランクされております。これはもう統計資料にちゃんと載っておりますから、これも見ていただきたいと思うんですけれども、5年目にして8番目というのは職員はよく頑張ったと、図書館応援隊の皆さんにも心から感謝をしたいと考えております。三つ目、もちむぎ食品セン



ターの3億7,800万円が1億1,600万円に減った、これも職員や町民の皆さんがもちむぎ食品センターを、ああいう不祥事があったけれども一生懸命に取り組んでくださった結果だと思っているわけでありまして。ですから、いつでも人事においても、行政においても、財政運営においても100%正しいということには思っておりません。常に反省を繰り返しながら次に備えていく、このことは大事であります。

町の役場の敷地内をごらんになりまして、庁舎に自動車が多いというのはお感じになるであろうと思います。私は他町に行きますが、これほど自動車の混んでおるところはありません。その一つに、他町からも福崎町へ資料を取りに来てくださる方が随分多いということでありまして。なぜなら役場の職員の説明が他町よりも極めて親切丁寧、しかも内容がわかりやすく説明してくれるということで、これから税務署の申告の紙があると思っておりますけれども、他町から福崎町へ取りに来てくださって、町長室にわざわざそれを言って帰ってくださる方も多いという事実も報告をしておきたいと思っております。どれほど説明が上手で親切にやっておるかということでありまして。税務署の申告、どこでとられても一緒ですが、わからないことを聞いた場合、ここの職員が一番よくわかるとおっしゃってくださるわけで、これも私は一つの自慢にしておるわけでありまして。

不十分な点はいっぱいあります。それは大いに議員の皆さんから指摘していただいて、直していかなければならないと思っております。しかし勉強は、時間と空間の関係で勉強はしてほしいと思っております。時間とは時代的な背景、歴史であります。空間とは場所、今盛岡の例を出されましたけれども、盛岡と福崎町と同じように人事配置をするといっても、規模が違うし、状況が違うしするわけでありまして、地方分権、地方自治という以上、福崎町は福崎町の状況の中で考えてやっていく、それが地方自治、地方分権だと私は考えて運営をしていきたいと思っております。

広岡史郎議員 きょうのね町長、その私の言いたいことを聞いて今答弁されたと思うのですが、ちょっとおかしいと思うんです。3点ほどね、ちょっと私の思いが全然伝わってないと、いつもだと割と冷静に聞かれると思うのですが、まずその能力いうのか職員採用については町長は確かに最初教育者からスタートされていますので、そういう点数主義というのはどうしてもあるかもわかりませんが、私は点数で採用どうのこうの、これは今ある事例を申しましたが、一番言ってるのは、みずから職員が意識を改革して取り組まないと、せっかく採用して高い給料、民間に比べて今は同じようになっていますが、いわゆる昔でいうときちっと給料もらってる中で、本当に最大限の仕事をしてほしいというところから、職員の意識改革を、みずからする意識改革をどうそのためにされているのかということ聞いたわけでありまして、2点目の職員を減らせとかは一つも言っていないわけですね。さっき怒られて言われておりましたが、もうちょっとよく聞いていただきたい。私の説明、話、質問の仕方が悪いのかもわかりませんが。それと3点目の、確かに税金につきましては町長も以前広報でコメントされておりましたが、高い納税率に感謝だけではあかんわけです。高い納税率に感謝するということは、住民さんがそれだけしっかりした町、住みよい町、いい町をつくってくださいと町長に負託しとるわけです。福崎町に負託しとるわけです。それにこたえる必要があるために、職員の意識をどうすればいいのかというのをきょうは質問させていただいたつもりですが、少しわかっていただいたかわかっていただいてないか、これは確かに最後の人事の関係は町長部局に入ると思いますが、やはりそこをブラックボックスにしないで、できるだけ開か

れた人事システムで、第4次の中でもそういう職員の関する項目たくさんありますので、しっかり取り組んでいただいて、行政も人なりというふうに取り組んでいただきたいと要望しておきます。

それと時間が済んでおりますので次に、柳田國男没後50年祭につきまして、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

柳田國男先生のいわゆるこの地方でいう50回忌というのが来年になりまして、没後50年ということになりますと、平成24年、再来年に当たるということで、多分多くの市町村、関係される市町村でそういう取り組みがなされるということでありまして、福崎町としては先駆けて50回忌に当たる49年目に事業をしようということ、11月には総務委員会にもこの案を示していただきまして、取り組まれていると思えますが、一応どういう名前にするのか、正式な名前とそれから事業のコンセプトというのか、概要、考え方。もしそれと後決まっておりましたら、どうして、それを目的にして後どうつなげていくのかということもありましたら説明願いたいと思えます。

社会教育課長 お答えさせていただきます。まず行事名ということですが、「柳田國男50年祭」「山桃忌」という二つの名前を使って実施していこうと考えております。内容につきましては、総務文教で出させていただいた資料のとおりで、それを今後もう少し詳しく詰めていきたいと思っております。

コンセプトでございます。この事業をもちまして、コンセプトを2点挙げておるわけですが、一つのコンセプトといたしまして、柳田國男生誕の地福崎を全国に発信し認知していただくと、そしてその民俗学研究のさらなる発展に寄与できたらというような一つの思いと、もう一つは民俗学の創始者柳田國男を福崎町民の誇りとして住民に認識していただくと、あわせてその思いを住民に定着していただけたらという思いがございます。

その後ですが、やはり福崎町の町民憲章にもございますように、こういった事業を持つことによって柳田國男、また民俗学への関心が高められ、あわせて歴史と文化の漂う福崎町の住民として自覚や誇りを醸成していけたらなという思いがございます。

広岡史郎議員 ちょっと資料を出してはしまして、一番最初聞き漏らしたのですが、タイトルをもう一度お願いします。

社会教育課長 「柳田國男50年祭」とそれと「山桃忌」です。

広岡史郎議員 50年祭というだけで没後50年とか、回忌あるいは周忌、仏教用語でいう49年目ですね。そういう言葉は。というのは没後50年となれば24年になるし、柳田國男50年祭というのが何からの50年かというのがわかるかどうか、仏教でいうと50、だから最初に50周忌祭とあったのですが、資料ではね、50周忌祭であると49年目ということではわかるのですが、それで大丈夫ですか。

社会教育課長 50回忌という名前を当初は考えておりましたが、回忌となりますと、余りにも宗教がかかるのではないかという思いもございまして、こういう名前に変更させていただいています。

広岡史郎議員 これに参考にすることもありまして、実は10月に遠野のほうへ、教育長も同行されまして総務委員会で視察研修に行ってきたまして、遠野ではことし、遠野物語100周年ということいろいろ事業をされておりました、これを見ておりますと実はあすの仕事で、あすのイベント12月23日ですか、イベントでこれを締めくくって、次は平成24年の柳田國男没後50年にかけて一連の事業に取り組むとなっております、遠野物語100周年、ことしのイベントをするために遠野市の場合は遠野物語をテーマにしてまちづくりを進めておりま

したので当然だと思うのですが、3年ほど前、平成18年からプロジェクトチームをつくって取り組んでおられるという資料をいただきました。そんな中で、柳田國男先生の没後に関しましては、実は遠野に行って私も初めて知ったのですが、最後まで隠居された家ですね、世田谷の家、没後ですので亡くなられたときのことを考えますと、最後まで隠居された家がきちっと遠野に移築されて管理されて一般開放されていますね。世田谷区が遠野のほうに声をかけたようですが、本当ですとこの生誕の地と亡くなったのと並べてあればもっとすばらしかったのではないかと思います、そういうことで遠野市もかなりの事業をされているのではないかと、そういうところで今、山桃忌とあわせて事業を行うということなんですが、事業の内容といいますか、期間としては11月の資料では山桃忌に合わせて8月6日、7日に全国から民俗学に関する有名な先生に来ていただいて、山桃忌とそれから基調講演、記念講演、シンポジウムとするということになっておりますが、これがメインになりますか。それでこれだけだと、住民さんに今課長は柳田國男の業績なりを改めて再認識していただいて、もう一度、ことしから記念館も町営になりますし、そういうことも含めて取り組まれるのではないかと、そういうことですが、本当にそういう関心がわくのかどうか心配するところですが、その辺もう一度答弁願います。

社会教育課長 この事業につきましては8月6日、7日、土曜日、日曜日に実施をする予定でございます。6日におきましては全国向けに発信した事業を考えております。前回報告させていただきましたように、日本でも民俗学や柳田國男の研究につきましては第一人者であります山折哲雄先生を初め、この9月まで日本民俗学会の会長でありました篠原徹先生等が来ていただいて、こちらでそういったお話をしていただくと、2日目は福崎町の住民を対象とした事業を考えております。これは数年前から人情喜劇「銀の馬車道」事業というような形で喜劇を実施しておったのですが、来年は柳田國男関係の演劇を2日目に実施をしていただこうと、それによって非常にわかりにくい民俗学というものがわかりやすく親しみのある喜劇によって住民に親しみがわいていただければというような思いはございます。

広岡史郎議員 こういうせっかくの区切りの事業ということで、当然それでそのときして、それで済んだ済んだではいけないわけで、当然その亡くなられて50年たてば、これからこの50年をどうするかということも含めての目的というのか、難しい言葉になりますが、福崎のあり方ということを含めて、この当町の上には看板が上がっていますので、本当にどうするのか、これをきっかけに今回の50年祭を遠野の場合もそうですが、一過性のイベントに終わらせないで、しっかりと取り組んでいくと、結びつけていくということになっておりますが、教育長はこのイベント、確かに柳田國男民俗学ですので、有名な先生に来ていただいて話されるのはいいのですが、それをそれから例えば去年、おととしとフォークロアン、いわゆる民俗学、柳田國男というよりも民俗学についてフォークロアンの事業ももちむぎ食品センターを中心に行われまして、その辺をどう生かすか、そういうのをきちっと、もう少しチームをつくって検討されたりされるのかどうか、教育長の考えを一度お伺い、聞かせていただきたい。

教 育 長 先ほども議員さんのお話がありましたように、私も一緒に遠野市へ研修に行かさせていただきました。遠野市とは民俗学に対する風土や歴史、経験に差があり、全く同じようなことはできませんが、広岡議員のご指摘のとおり、学ぶべき点、参考にすべき点は多々ありました。私は遠野市に劣ろうとも福崎でもできること、福崎でなければできないこと、福崎でできる範囲内のことは何か

と考え、いろいろな方と情報交換をしましてまいりました。50年祭の目的は先ほど社会教育課長が答弁したとおりでございます。50年祭は来年だけのプロジェクトではありますが、参加者のよき記憶に残るイベントにすべく遅まきながら計画を進めております。協働と参画のまちづくりを推進している我が町としては、より多くの方のお知恵を拝借して取り組むべきだと考えていますが、今回は時間もありませんので、とりあえず基本的な構想を固めてから、年が明けて実行委員会を立ち上げて、皆さんのお知恵を拝借しながら取り組んでいきたいと思っております。

私たちは福崎町でできることとして山桃忌を創設して取り組んで、今まで大切にしてまいりました。先ほどの社会教育課長の答弁にもございましたように、この山桃忌、来年度32回目を迎えます。その32回の山桃忌の中に50年祭も一緒にしていきたいと思っております。

さらに、50年祭は1年だけですけれど、現在日本民俗学会と調整中のものも含み、来年度からは山桃忌をより広くより深く発展的に継続させていく、そういう所存でございます。また、生家のある辻川界限は辻川山公園があり、柳田國男・松岡家顕彰会や歴史民俗資料館、もちむぎのやかた、改修が始まった大庄屋三木家があり、鈴の森神社等文化財が豊富にあります。

さらに辻川区ココロクラブ、中播磨ハートフルネット、辻川界限ボランティアガイドの皆さん等、各種のボランティア活動が非常に活発になってきております。これらの皆さん方のお力も拝借しながら、今後民俗学の産みの親、柳田國男の生誕の地として、他の役場の課とも協力していただきながら、総合的に文化や観光の名所として福崎町民が自信と誇りを持ち、今以上に国内に知れ渡るように頑張っていきたいという所存でございます。

社会教育課長 フォークロアンの関係でございます。フォークロアン事業につきましては、今年2年間実施をしておりました、1回目を初級コース、2回目を中級コースと、来年8月6日、7日に開催される分につきましては上級コースとして実施する予定でございます。

議長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

広岡史郎議員 柳田國男50年祭ということで、今からいよいよ本格的に、来年の7月、8月ともう時間が限られています、できるだけいい企画になるように取り組んでいただきたいということですが、今教育長がいろいろなキーワードを言われた中で、福崎町のキャラクターになっておるかっぱがなかったのですが、これも一つせつかく多分、フクちゃん・サキちゃん出てくると思いますので、かっぱも、その中で参考的にまたこれお渡ししたいんですが、こういう、私はこれ20年前から持っているのですが、「日本のかっぱ」という本が、ご存じですか。いろんな全国のかっぱのあれで、かっぱでのまちおこしの全部ありまして、もちろん遠野市、それから柳田國男のかっぱとか、全部載っております、確か前に、ことしはこれ平成2年ごろに買ったと思うのですが、引っ張り出しまして見ておりまして、いろいろ取り組みありますので、ぜひまた参考に。

(「福崎町は」の声あり)

広岡史郎議員 福崎町は載ってないです。兵庫県では明石にかっぱの研究で有名な人があって、明石かっぱ村というのがあったというのは載っておりますが、この漫画家がたくさんかっぱはね、描かれておりましてありますが、ちょっとこのことは遠野へ行って話をしたのですが、この一番メインの写真がですね、出てくるかな、まあ時間がないのでいいですがメインの写真が遠野のカップぶち、遠野のお寺のこのあれが載っておりますので、また参考にしていただきたいと思います。そんなわけで今から実行委員会を立ち上げてということではありますが、やはりそういう実行委員会なりプロジェクトチームになりますと、町長部局の支援もある程度、ある程度というかかなり必要ではないかと思いますが、町長今先ほど私は全国的にあちこちに引っぱられていろいろあいさつをしますという中で、ことしの6月に遠野物語100周年で行かれて、かなりいいあいさつをされたということで、私どもは10月に行ったときに遠野市長が非常に感心されておられましたので、ぜひそのあいさつ、多分いろいろと今言われたようなことを中心に話されたのではないかと思うのですが、遠野も多分福崎が1年前ですので、どういうことをされるか関心持って見ておられると思いますので、これに対して町長の思いを、教育委員会への支援というのも求めておきたいと思うのですが、そういうことも含めまして町長のコメントをいただきたいと思います。

町長 ちょうど去年の100年祭に、遠野物語の100周年に遠野に行って話をする機会というんですか、あいさつをする機会がありまして、私もちょっとだけ話をしたことがあるわけでありまして、私もちょうどだけ話をしたことがあるわけでありまして、遠野にいたしましてもサミットが開かれるわけでありまして、そこに集まって来られた方々は、いろいろあるけれども生家というのはやはり一目置いてくださるところがあるんですね。やっぱり生まれて育ったところというのは、ですからそれに恥ずかしくないだけの取り組みをしたいと思いますが、なかなか遠野に追いつくということではできませんので、先ほど教育長が言われた福崎町に合ったような形で進めていく必要があると思っています。ですから教育委員会だけでいうのではなく、総務課長や副町長にもお願いをして、町を挙げての取り組みに、ぜひともなるような、そういうプロジェクトチームをつくってほしいということをお願いしているわけでありまして。

そしてこないだ私は大阪大学の総長の話を聞く機会があったわけですが、その総長は柳田國男の再評価という観点で話をされました。あれは鷺田清一さんというのが大阪大学の総長ではないのかなと思うんですけれども、その方が新しい公共空間という言葉を使われました。ですから今、年寄りも阻害されている、子どもたちも虐待されるという中で、他人があるから自分が不自由だとなるけれども、しかし他人なしに自分はあるわけではないので、政府とそれから自治体やそういう中でも新しい公共空間、みんなが見守るようなそういった概念をつくりたいという意味のことを話されて、その先駆的なものの見方というのは柳田國男の本の中にあると言われました。したがって単に民俗学というとはえ方ではなしに、もう広く福崎町としてはとらえてもう一回評価し直さなければいけないのかなという思いを持っておりますので、ちょうど来年度というのは町制55周年ということになりますか、石野議員から町制55周年なんぞという話がありましたけれども、まさにそれはそれにふさわしい内容になるのかなとも思っておりますので、柳田國男さんの50回忌であり町制の55周年であり、そしてまた新しいものの見方を出発させるすばらしい内容もあると聞いておりますので、町としてもそうした内容を掘り起こしていく必要があるのかなと思っておりますので、一生懸命取り組みたいと思います。

広岡史郎議員 よい取り組みができて、そういう有名な先生ですが、そういうことを含めて柳田國男というのを住民さんが再認識するというのがかなり大事などもありますので、住民さんの視点、これを忘れないような取り組みを求めておきます。町長のほうも支援するということですので、大いにやっていただきたいと思います。

後もう1点、予算についてということで通告しております。この後、一般質問でまだ2人の方が予算のことは通告されますので、簡単というかも時間がありませんので、簡単に済ませたいと思いますが、最初に言いました質問の中での行政改革大綱の中に、行政評価の導入というのがあります。その行政評価を導入するというので、ことし日本では先駆的な指導をされております関学の稲沢先生を本町にお招きしていただいて講義されています。この行政評価について23年度から本格的に実施するとなっておりますが、なぜ行政評価をこの予算とかあれに反映するために必要なのかということにつきましては、あのときの稲沢先生の話にありましたし、この「行政評価の導入と活用」という稲沢先生の本、総務課長もこれを買って読んでいるということでありましたが、これに載っております。最初に言いました税金をもって住民にいいまちづくりを負託されているわけでありまして、最小限の費用で最大の効果が出るように、この最小限の費用で最大の効果というのはいつも予算の概要に載っております、行政として取り組む基本となっておりますが、その一つの手法としてあるということでありまして、まずこの行政評価そのものについてお尋ねしたいのですが、かなり真剣に取り組まないとはなかなか導入できないという話もありました。確かある市の幹部は、遠いところからバスで、夜行でずっと往復して勉強したと、1年間、2年間、勉強したという話もありましたし、これをまず導入するについて、来年度からとなっておりますが、きちっと導入できるのかどうか、どの程度取り組み研究が進んでいるかについて、まずお尋ねいたします。

企画財政課長 行政改革の実施計画の中で行政評価について22年度から一部実施、23年度実施ということで計画を挙げておりました。しかしながら現時点では課内の体制が整っていないというところもございまして、まだ取り組みには至っておりません。できましたら次年度から進め方、また具体的な手法について検討しながら導入を図っていきたくと考えております。

広岡史郎議員 もうこれの導入に向けてことしの9月の決算報告書、それも21年度の分について報告の様式を変えたということで、それも一つのステップの一環だと思います。やはりこれをいろんな話、この先生の話で聞いておまして、こういうことをしていく中で予算というものの全体が、それぞれの事業をきちっと評価して、それが本当に住民さんの負託にこたえたい取り組みになると。お金が何ぼでもあるわけでありませぬので、今町長が先ほど言われたように職員を幾らでも採用するわけにはいかないと、せっかくの優秀な職員をフルに活用して、その能力を引き出してしていくためにはやはり行政評価のこの手法というの必要になると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたい。

それから後、第4次の大綱の中で、23年度から実施という項目がたくさんありますね、財政課長。これを予算にどういうふう反映されるのかなということを知りたいわけですが、余り時間もありませんので、行政改革大綱の第4次の集中プランの23年度予算への反映方法について概要でよろしいですので、答弁を伺っておきたい。後は予算の委員会のときにまた聞きたいと思います。

副町長 もう質問議員さんもお承知のように、行政を取り巻く環境が大きく変わって

まいっております。それらを含めまして、経済でありますとか、国における地方財政計画等、まだ発表されておられません。これら地方財政計画の一般財源ベースでどういったような形の推移がたどってくるのか、こういった事柄、環境を見きわめながら対応していきたいと、計画に挙げておる分野については、できるだけそういったものも含めながら検討を加え、対応していきたいと思っております。

企画財政課長 考え方は副町長申し上げたとおりでございます。歳出削減で掲げているような項目もございますが、そういったところについては予算査定の中で協議をしながら進めていきたいと考えております。

広岡史郎議員 予算につきましては国のほうもまだいろいろと大変なようでありまして、国政そのものがどう転ぶかわからないというようなところもありますので、その辺の状況を見ながらまたしっかりした予算を取り組んでいただきたい。予算に関しましては、この後も質問があるようですので、私のほうは以上で質問終わりとさせていただきます。

議長 以上で、広岡史郎君の一般質問を終わります。

次、6番目の通告者は、吉識定和君であります。

1. 平成23年度予算編成について
2. 食育基本計画について

以上、吉識議員どうぞ。

吉識定和議員 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問事項は23年度の予算編成についてと、食育推進計画についての2点でございます。

まず、食育推進計画についてからお尋ねいたします。

お尋ねする前に先月8日、9日と特に食に関する視察をさせていただきました。8日には福井県の小浜市へお伺いをいたしまして、いろいろと先進的な取り組みの視察をさせていただきましたので、その取り組みの状況を若干ご紹介したいと思っております。

小浜市は人口約3万2,000人の比較的小さい町でございます。もともと飛鳥・奈良時代から天皇の食量である「御食」というそうですが、御食と書くんですね、御食を献上する「御食国」という名前と呼ばれておったようでございまして、そんなところはほかにあるそうですが、そういうところがございます。地理的には日本海で暖流と寒流がちょうどぶつかるところでございまして、暖流の魚、寒流の魚、いろんな種類が豊富な魚がたくさんとれるというところで、市の南部には平野と川、山等がございまして、そういうところから非常に豊かな恵があったというところでございます。そういうところから地元でももともと豊かな食材に恵まれて、食文化ははぐくまれてきたという説明を受けました。この小浜市で平成12年の8月に市長さんに就任をされました村上利夫さんという方だそうですが、この方はもともと県の農林水産部長をされたり、農業大学校等の先生もされておったような方だそうでございまして、その方が市長になられまして、市民参画型のまちづくりを進めて行こうというところから、プロジェクトチームを結成してまちづくりに着手をされました。そんな中で、13年の9月に国内で初めて地産地消、食の安全・安心、食育を重要課題として規定した食のまちづくり条例というものを、議会の賛同も得て制定をされたということでございます。なお、平成16年12月には御食国若狭おばま「食育文化都市」というのを宣言されておられます。

13年9月の、条例制定後すぐに私たちも訪問をさせていただいて見せていた

だいたいのですが、おばま食文化館、ちょうど福崎町でしたら文化センターくらいの規模だと思っんですね、3階建てで立派な施設です。そういうものを建設しておられます。その1階では、小浜の食にまつわる歴史や文化が紹介されておりまして、学芸員の方がいろいろ説明をしておりました。2階には「ちりとてちん」でしたか、テレビでやっていました。あの塗り箸が向こうの名産品でして、そういう塗り箸やかかわらも何かあるようでした、そういう伝統工芸技術を体験できるような体験ミュージアムということになっておりました。3階はちょうど福崎町で言うたら文珠荘かなと思ったのですが、大きなお風呂が用意してあるようでございまして、広間も相当大きなもので、入浴された後にそこで憩いができるという施設でございました。そういう施設の中で、まず入って一番目をみはるのはキッチンスタジオです。キッチンスタジオとは、どんなものかなと思いましたが、たくさん調理ができるような、調理台とかガス台、ガスか電気かちょっとよくわかりませんが、そういう調理ができるような施設が拡充されておるといこと。その調理の施設、キッチンスタジオを使うのは特に私たちが説明を受けまして、説明される方が担当が強調されましたのは、キッズキッチンという名前で事業をやっておられるのですが、そのキッズキッチンの説明を一生懸命されました。キッズキッチンと申しますのは、幼稚園や保育園の年長児を対象にして料理教室を開いておられるわけですが、子どもは保護者と一緒に車に乗ってその施設へ来るわけですが、実際にその調理をするのは子どもだけがするわけですが、当初は子どもだけでということになると、包丁なんか使うわけですから危ないということがあって、いろいろと意見もあったようですが、親は後ろでただ見守るだけで、すべて子どもに自分で自主的にやらせるということをやっておられるようございまして、その子どもたちが自分たちだけでやるということによって、自分たちだけで料理ができたという達成感が醸成されますし、自立心を持たせるという意味で非常に効果が上がっておるんだということでした。ただし、このキッズキッチンで幼稚園の子どもがつくるメニューは、もうごくごく単純な白いご飯とみそ汁ですね、ごま和え、野菜、菜っ葉のごま和えというようなごくごくシンプルなもののメニューでやっておるんだということでした。それもいろいろ考えておられるようございまして、メニューをシンプルにすることで、実際だしの重要性ですね、いりこを使うのか、昆布を使うのか知りませんが、そういうことでだしとか、本当にごまの和え物ですと野菜がおいしくなかったらいけませんので、食材のおいしさを覚えさせるんだということを言われておりました。もちろん調理の合間に、食材が地元産で、どのようにしてだれがつくったかということも子どもに話をしながら、地産地消の大切さとか、地元の食文化なども話をして、ずっと教えこんでいくということがなされておるようございまして。このキッズキッチンのほかにもベビーキッチンというもうちょっと小さい人を対象にしたものもやっておられるようです。それから小学生向けのジュニアキッチン、また高校卒業して大学生になるとか、新しく就職されて遠方へ行かれる方に対応するというので、新生活応援隊という名前で対処をやっておられるようです。それから一般の方には「健康に食べよう会」という名前、それから高齢者の方には高齢者料理教室という名前で、非常に幅広い年齢層を対象にして事業が展開されております。非常に好評で、館のすぐ前には、我々も昼食をお願いしまして食べたのですが、本当にとれたての魚も出てきまして、それもできるだけ熱いのを食べてほしいということから、車の中で、向こうへ向かっているときに、何時ごろお着きになりますかという電話までいただきまして、到着の時間に合わ



せてうまく料理をつくって出していただくと、どこでもそういうことをされて、我々だけやなしにどこでもと言いますかだれにでもそういうことをやられておると思うのですが、そういう施設をつくって、これは民間かボランティアか、そういう団体に運営をしてもらっておるんだということでございました。

そういう視察をして、次の日はきのうも宮内議員がちょっと話をされておりましたが、京都府南丹市の美山へ給食のやり方を視察させていただいたようなことでございます。私、その美山町もきのう宮内議員が言われませんでしたので、ちょっとお話をしたいと思うのですが、一番最初に美山町の給食を見まして、きのうもありましたが残さ率ゼロと書いてあるんです。私の常識では残さ率ゼロというのはほんまかいなと思いました。子どもさんと一緒に給食を食べさせていただいたのですが、さもありません。実際に食べさせていただきますと、よく理解ができました。工夫次第でああいうことができるのだなということを感じて持ちました。いい勉強をさせていただいたということでございました。

この視察の際にいただいた資料は、当町では食育推進基本計画を保健センターが中心になって進めておられるようでございますので、全部保健センターのほうにお渡ししました。概略の説明もいたしまして、今後の福崎町の参考にしていただいたらということでお話をしております。

この報告ばかりしとってもしけませんので、ぼちぼちそれではお尋ねをしたいと思います。

まず、私一番最初にお聞きしたいのは食育基本法というものができておるようですが、その基本法の内容と制定の経緯を課長さんにちょっと説明をいただいたらと思います。

健康福祉課長 国におきまして食育基本法というものが作成されております。これは平成17年6月に制定されております。その前文に趣旨等が掲載はしてありますけれども、国民一人一人が食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食に関する人々のさまざまな活動への感謝の念や理念を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づき、適切な判断を行う能力を身につけることによって心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進することが重要になってきております。それによりまして、法律が作成されております。

吉識定和議員 この法律にはいろいろと書かれておるようですが、今課長さんに説明していただいた内容のようでございまして、食べることはもう死ぬまではだれも、私は関係ないんですという人はいないわけですし、皆さん関係ない人は1人もありません。まちづくりをする上では非常にいいアイテムかなと思います。そういうところで、福崎町でも食育の推進計画を先ほども言いましたように、保健センターが中心になっておつくりになっておるようでございますけれども、福崎町ではどういふねらい、目標を持ってその推進計画をおつくりになっておるのか、再確認の意味でお聞きをしたいと思います。具体的数値目標などもあれば含めてご答弁をいただいたらと思います。

健康福祉課長 福崎町の食育推進計画は健康福祉課を中心に5課で作成しております。その中で案ではございますが基本理念としましては、住民一人一人が正しい食生活を確立しまして、生涯健康ですこやかに暮らすことができる社会の実現を目指すということをございます。

また基本目標は大きく三つほど定めております。健全な食生活の実践、また地産地消の推進と食文化の継承、食育活動の推進という大きな目標を持っており

まして、食育の指針につきましても、もちむぎを使つてのキャッチフレーズ等も考えております。

それと数値目標でございますが、食育を効果的に実施していくための目標といたしまして7項目ほど定めております。朝食を毎日食べる人の割合の増加とか、学童期の肥満20%以上の割合の減少等、食育の意識を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加というような数値目標を7項目ほど設けて推進をしていきたいと考えております。

吉識定和議員 小浜市は1カ所に、食のまちづくり課というのをつくって進めておられるようでして、そういうことはそれぞれ首長さんの意向にもよりますし、財政的な事情もありますから、同じことをしてもどうかとも思います。福崎町では例えば料理教室を考えてみましても、生活科学センターで料理教室がされておりますし、保健センターでも2階で調理室があつてやっておられますし、社会福祉協議会が老人会の方々を対象にして料理教室等をやられております。それぞれの部署でそれぞれの立場から事業をやっておられるわけですし、これを特に今回お尋ねしようと思ひましたのは、そうやって小浜のほうへ視察に行かせていただいたということと、私が思ひますのは道の駅の話がございませぬ。そういうところでお聞きしますのは、前にも委員会か何かで私申し上げたことがあるのですが、やっぱり福崎の名物をつくつていかないと、施設は前も申し上げましたがお金さえ段取りできたら比較的早く施設はでき上がるわけですが、名物、食べるものにしろ何にしろ、やっぱりつくるということになりますと、特に食べるものなんかですと、農家が必要な野菜等をつくつていただくということになりますとできませんし、そうなりますと野菜は種類によって技術が必要になってくるわけですから、これの充実をさせるということになってきますと、なかなか短い年限ではうまくいかないだろうと、失敗の連続だと思ひますね、大体やりますと。そういうところから、せつかく今さっきも言ひましたように当町では私が知る限りでは3カ所ぐらいでやっておられますけれども、統一の何かこうコンセプトみたいなものを持って、今言ひましたように福崎の名物をつくるんだという共通の認識があると、同じことをやられても目的の幅が広がって名物ができやすいのではないのかなということをお私1人で思ひましたんで、視察に行つて、きょうもお尋ねしてゐるわけなんです。この計画はそれじゃ推進計画ですが、課長さん先ほど言われてた関係5課と言われてましたが、それは何課と何課で、何課かいうのと、それをまずお聞きしましょう。済みませぬ。

健康福祉課長 食育推進計画の策定担当者として5課でございます。総務課、企画財政課、産業課、学校教育課、それと健康福祉課で、担当者は12名となっております。

吉識定和議員 そういう12名の方が一生懸命取り組んでおられて、計画ができるそうですが、これはいつごろでき上がるのですか、公表されるのですか。

健康福祉課長 計画としては今後の予定は原案ができております。この原案について食育関係団体に再度意見を聴取しまして、次期の1月の各常任委員会へも案を報告させていただきまして、2月には町民の意見も聴取しまして3月、年度末には計画を策定していきたいと考えております。

吉識定和議員 3月にはということですね。それではこの質問のあれにも書いておりましたが、計画をつくるのが目的じゃなしに、その計画をいかに生かしてまちづくりをしていくかというのが大事だと思ひますね、私は。ではその計画ができましたら具体的な施策の展開ですね、ある程度はお考へになつて計画もできておるのではないのかと思ひます。既に先ほど言ひましたように実施しているものも含めまして、その具体的な施策ですね、どういうふうにするのか、どうい

うふうにお考えになっているのか、お答えいただけますか。

健康福祉課長 食育推進の展開ということでございますが、具体的に計画の中では現在の取り組みと課題の共通認識を持ちまして、それと今後の重点方策、それと具体的な取り組みという3項目につきまして、それぞれ保健センター、保育所、幼稚園、小・中学校、給食センター、地域における食育の推進等について具体的な取り組み、詳細な部分までは決めておりませんが、取り組みを決めて推進していく予定をしております。

吉識定和議員 私は以前にも同じ内容のことを申し上げたことがあると思うのですが、物事を始めるのに計画をつくるということですね。先ほども聞きましたら計画は関係5課、12名でいろいろと考えておつくりになっておるということですが、これから聞こうとします、だれにじゃあ施策を展開してもらうのかということなんです。それをお聞きしようと思つくと、やっぱり関係ができるであろうという方には計画づくりの段階から入っていただいて、いろいろと知恵をお借りしてご意見を承って、いい意見はできるだけその計画の中に盛り込んでいくと、そういうふうにしておきますと後の展開がしやすいのではないのかと思うんです。以前にも申し上げたことがございますけれども、不幸にして今回は庁舎の関係職員がおやりになっておつくりになっておるようです。では先ほども言いましたように、具体的にその施策を展開していくのに、どういう団体等に協力を依頼して進めていこうとされるのか、どうお考えになっておるのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長 この事業を推進していくのは主には関係5課ということになりますけれども、関係機関や団体の連携が必要でございます。この計画をつくる中で、それぞれの関係機関、給食センター、野菜納入グループ、また営農組合、JA、もちむぎ食品センター、もちむぎ生産組合、消費生活研究会、いずみ会、各小・中学校、保育所、幼稚園といったところから意見を聴取しながら、現在の取り組みと課題というものを示しております。推進していくには、今言いました関係団体の協力を得ながら、やはり行政が中心となって5課で進めていきたいと考えております。

吉識定和議員 確かこの中にも、推進のための推進会議という名前がついておまして、そういう規定もあったように思います。今、課長さんが言われたのは実際に動かすところで、推進体制というのはやはり今と同じような内容ですか。どうですか、お考えになっておるのは。

健康福祉課長 この計画は一応5年間の目標をしております。その後また見直しということもございまして、23年度から展開をしていくわけでございます。その中でまた必要であれば、そういった推進の部隊というものをつくっていくという計画もさせていただきたいと思つています。今の段階では新たな運営組織というものは、作成というものは考えておりませんが、それぞれの具体的な取り組みとしまして、食育月間の展開とか、団体等の連携による推進運動、とりあえずこの食育というのをPRして、町民の皆様にご存知いただくというのが一番重要かと思つておりますので、そこからまずは入りたいと考えております。

吉識定和議員 見直しをやるという話でしたが、当然のこと、初めからなかなかうまく行きませんので、見直しをやっていただくことは大事なことだと思います。それで、そういう意味ではこの食育の取り組みを継続できる体制ですね、これが大事でないといけませんので、町民の皆さんにご認知をしていただくと、食育の認知をしていただくという段階からだと、もちろんそういうことだろうと思うのですが、将来もある程度推しはかって展開していきませんかといかんと思つていますので、

先ほど言いましたような推進会議は、ではお考えにならないということなんですか、どうなんですか。

健康福祉課長 今のところ関係5課の会議をもって推進していきたいと思っております。必要であれば議員ご指摘のようにそういった委員会、推進の委員、地域において活動していただける方というのもまた重要になってくるかと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

吉識定和議員 これまでの福崎町の取り組みを見ておられますと、保育所、幼稚園、小学校、中学校、主に給食を考えたような部分かなと思うんです。今までの説明をずっと聞いておられますと、これまでの取り組みが。先ほども言いましたように、例えば私3月の議会でもお尋ねをしましたが、婦人会が中心になって愛の弁当をやっておられました、婦人会がなくなりまして、どうされとんかと。ふくちゃん弁当やったですかね、課長さん。あれはどないしてつくりよったんかいね。一遍教えてください。

健康福祉課長 ふくちゃん弁当につきましては、業者に依頼をして、つくっていただいております。

吉識定和議員 もちろん町内の業者さんもお骨折りをいただいて、企業が活性化するという事は大事ですが、私はあのとき課長さんにも、以前そのお尋ねをする前にも申し上げましたが、できるところから自治会の老人会の皆さんにご依頼して、自分の自治会の分は自分の自治会で、老人会の会員さんがつくって、食材費は町が出すにしても、それで例えば公民館なら公民館で一緒に食べると、食べに来れない方もおられますので、そういうところへは弁当を持っていくというふうなことをやったらどうですかと。用意ドンであしたからやりますよといましても、なかなか33の自治会のすべてすぐできるというような条件が整ってはいないと思っておりますので、できることから、条件が整って少し努力したらできるというところからやっていただいて、できないところについては担当のほうで行政がその課題の克服の協力をすると、アドバイスをすることをしていただきますと、すべてに広がっていくのではないのかということをおっしゃったので、あのときにもそういうことを課長さんには申し上げました。今回の食育基本計画を見ましても、一番最初に小浜市の紹介をしましたように、やっぱり町民の皆さんが参画していただける手法ですね、できるだけたくさんの方が、生産するだけやなしに、生産することになりますと例えば野菜を給食センターへ運ぶという作業も要るわけです。農家の人はなかなか、野菜をつくるのはおばあちゃん上手やけど、車による乗らんから持って行かれへんねんということも起こってくるでしょう、恐らくね。そういうところがどうやったら解決できるのかということですね。一つの例ですが、同じようなことがたくさん起こってくると思っております。そのときにどうやって皆さんに参画していただけるかということをお考えしていないと、参画と協働のまちづくりにならないと思うんです。どうですか、課長さん。

健康福祉課長 議員ご指摘のとおりでございます。自主的な地域の自治会、また老人クラブ等といった団体がございます。そういった団体のボランティアの活用というものも非常に大事かと考えております。今後また研究させていただきたいと思っております。

吉識定和議員 今すぐにできるわけじゃございませんで、前の愛の弁当はすぐやったですが、これはまだ先の話、もうちょっと時間がありますので、一遍よく検討いただいて、そういう先進事例もありますし、見ておられますと小浜市だけでなしに、いろんな取り組みをされて、大体発表するのはええことしか書きませんので、す

べて100%うのみにするわけじゃないですが、愛媛県の松山市とか、課長さんもよくご存じだと思いますけれども、小浜、新潟県の新発田とか、市だけでなしに町レベルでも取り組みしておられます。近いところでは滋賀県の虎姫町が出ていますね。島根県の出雲とか、よく一遍勉強をしていただいたら。

それで、見直しするということですが、いつも申し上げますように、PDCAのサイクルを活用いただいて、見直しをしていただくということが大事だろうと思います。そのためにはできるだけ皆さんのわかりやすい数値で目標をつくるのが一番わかりやすいと思いますので、担当者もまた仕事が進めやすいだろうと思いますので、それを求めておきたいと思います。

次に、予算編成についてお尋ねいたします。

予算編成につきましては、昨年も12月の議会でお尋ねしておりました。昨年昨年度の議事録をやっと読みまして、何を尋ねたんかいな、お聞きしたのかと思って見たのですが、私のない知恵出して一生懸命昨年も聞いておったようでして、それ以上のことはそんなにありません。はっきり、正直申し上げて。そういう中で、予算編成の方針が職員を集めて説明されたということを総務文教委員会の報告の中で見せていただきました。それを見ますと、この段階ですので予算編成の概要の話しかできません。先日も兵庫県知事の井戸さんが、早く国が何とかしてもらいませんと我々にも支障が出てまいりますというようなと言われる状況でして、テレビでも見ましたが。国や県がなかなか枠が決まりませんと、町でいうことになりますとすべて税込でやっておるわけでは、運営するわけではありませんので、町もなかなか難しいと思います。この予算編成の概要を見ますと、私昨年のももここに、この議事録の、去年の議事録の資料のところにありますので、もうこんな時間、見たのですが、大体ほぼ内容は同じことが書かれてあると。もちろん予算編成の方針ですから、そんなにころころ毎年変わるものではありませんので、それはよく理解ができるわけです。そんな中で、昨年のもものと比べてみまして、町の財政見直しと編成方針というところの3番目、歳出に関する事項というところがありますが、総務文教の資料の上から2行目ですが、近年の決算における不用額の要因を分析して要求してくださいよというのが、ことし新しく書かれておるんです。去年はなかったのですが。それで言いますと、その上の初めのところも、各事業について事業の必要性、緊急性、事業効果といった観点から見直すとともに、とこうあるのですが、去年はこの「から」と「見直す」の間に「各課において」というのが書いてありました。あえてこの「各課において」がなくなったのはなんでかなあと、何か意味があるのかなあとと思いますし、先ほど言いました、「近年の決算における不用額の要因を分析し」というのが新しく入ったということですので、この辺のところの説明がいただきたいというのが1点と、もうおかげさまで10回余りこの予算については書類も見せていただきまして、説明も受けるのですが、どうも昨年もお尋ねしましても、その予算がどうやってできてくるのか、だれがいつどういうことをされてでき上がるのかというのが、本当によく理解できません。私経験がございませぬもんで。できる範囲で結構でございまして、その辺のところもあわせて3点ほど、企画財政の課長さんは実務を担当しておられますし、前には副町長、会計管理者、経験者がおられますので、別に通告書によるけ書かんでもすぐ言えることばかりですので、お尋ねしたいと思います。

企画財政課長　まず1点目の予算編成方針に書いております、近年の決算における不用額の要因の分析ということでありませぬけれども、当然これまでもこういった観点で各

課から要求上がってきているものと考えておりますけれども、不用額の要因につきましては当然当初の見込みと決算の相違点ということになりますので、そういったことから1行目に書いております事業の必要性ですとか、事業効果、こういったことが見て取れるということも含めて、そういったことを意識していただくということも含めまして、新たに今年度からちょっと記載をさせていただきます。

それから、昨年度の質問でもございました、どういう形で予算編成がされているのかということでもございますけれども、昨年度の質問の中ではそういった査定の基準、ルールがあるのかという質問であったかと思っております。現在査定をしているやり方としましては、各課から事業ごとに予算要求がございます。そういった中で実績等も見ながら適正な見積もりがされているのかどうか、そういった中で事業効果が薄いものがないか、また見直しができるものがないかという観点で査定を行っております。そういった要求の中には当然新規事業、また拡充事業というのもございます。この辺につきましては政策的な判断というのが出てまいりますので、そういったものにつきましては副町長、また町長に説明をしながら判断をいただいておりますというのが現状でございます。

吉識定和議員　まあそういうことらしいのですが、よくわかりません。またお尋ねしたいと思っております。この編成の概要の歳出に関する事項を見ますと、事業の必要性、緊急性、事業効果という言葉が出てまいりますし、その下のほう投資的経費の6番のところを見ますと、必要性、事業効果を再検討した上でという言葉も出てまいります。前のほうにもまだそういう言葉が出てまいりまして、おやりになっておることは大体なんかおぼろげながらわかるような気がするわけですが、先ほどもちょっと広岡議員の質問の中に出ておりました評価ですね、評価ということになりますと、必要性、妥当性、有効性、効率性、そういうものが検証されるということが大事だろうと思っております。その他にも、先ほども申しました住民の参画でありますとか、民間企業、住民団体との協働の可能性ですね、また環境への配慮ということが検証されないといけないんじゃないかと思っております。一遍に申し上げましても、すぐにはなかなかできないと思っておりますので、23年度からできるだけそういう評価の方法も導入して進めていこうという意気込みのようでございますので、特に企画財政の予算の担当の皆さんには、本当に厳しい中で苦労に苦労を重ねて、予算編成をしていただくわけでもございまして、ぜひ町民の皆さんのご希望に添った、将来の福崎町が明るいものになる予算を編成していただきたいとお願いしまして、質問を終わりたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

議　長　以上で、吉識定和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。



休憩　午前11時56分

再開　午後　1時00分



議　長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
次、7番目の通告者は、小林　博君であります。

1. 教育問題について
2. 都市計画について
3. 予算編成について
4. 前回質問事項について

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 通告によりまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回は年末で大変お忙しい時期でありましたけれども、これまで質問された皆さん方の質問が非常によく準備されて内容も高度でありましたので、ちょっと恐れ入っておりますが、私の質問にもよろしくお願ひいたします。

さて、いつも同じような項目ですけれども、教育問題についてということですが、主として一つは施設整備の関係で、大きなものは別といたしまして以前から何回か取り上げております消防法などによる点検の結果がどんなふうにかかされているかと、改めて確認をしておきたいと思えます。最初に質問で取り上げてからもう2年余りたちますので、それ以降その調査結果をよくまとめられて、その都度その都度生かされているかという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。今回の補正予算には小学校費のところ70万円組まれておりましたけれども、こうしたものが必要なものの何%ぐらい補正措置をされたのか等についてもお答えをさせていただきたいと思えます。

学校教育課長 今回補正をあげております分につきましては、緊急性、必要性、法的な指摘を受けましたものについて計上させていただいております。消防設備等の法的点検等にかかわるものにつきましては、消防設備のみならず、法的な指摘を受けたものについては、必要なものについては即対応する考え方で取り組みのほう、対応をさせていただいているところであります。

小林 博議員 以前取り上げたときには、これを町のどこかで各施設の点検結果を一元化して管理してはどうかという質問をしたのですが、結果的に各課において管理をするということになったのではなかったかと思うんです、答弁は。そういう意味でそれぞれの施設の所管課の役割は非常に大きいと思うし、整備にはお金も伴うものですから、どんな状況かなと思っておるところでございます。基本的には整備をしていっておるということですが、それはそれでやっていただかなければなりません、それでは施設だけではなしに、消火器やあるいは消火栓ホースなどのそういったものの耐用年数というものも当然あると思うのですけれども、大体何年ぐらいでその耐用年数とされておるのでしょうか。

学校教育課長 消火器は一般的に耐用年数については8年ということにとらえさせていただいております。それとホース、消火用ホースにつきましては10年を目安とした耐用年数の形にとらえさせていただいております。

小林 博議員 それらの取りかえ状況はどうなっておりますか。

学校教育課長 学校施設におきましては8年なり10年の耐用年数が経過しているものもございまして。ただ詰めかえなり耐圧テスト等を対応させていただいて、消防的に問題はないという形での取り扱いを現在しているところもございまして。

小林 博議員 消火器はメーカーの保証期間は8年ぐらいということが普通のものでございますけれども、点検のときにこれはもう大丈夫ということになれば、詰めかえをしてまた使うということもやられておるといふのは、これまでの答弁でもありましたし、大体消防署でもそのように教えてくれるようでもありますけれども、しかしことは公共施設に関するところでもありますので、いつまでもいつまでも使うというわけではいかないと思うのですが、大体8年ということに限定しなくても、最大何年というめどは持っておられるのでしょうか。

学校教育課長 最大何年というよりも古いのから順次詰めかえをするか、費用対、取りかえの耐用年数との関係も考えながら、順次古いものから法定年限の耐用年数に近づけるような形での買いかえ等を今進めております。

小林 博議員 それでは今一番古い年数は消火器やホース等何年ぐらいのものがまだ存在をし

ておりますか。

学校教育課長 ホース等につきましては18年に検査して3年経過して更新しているようなものもございます。また、消火器等についても15年程度使用しているものもございます。

小林 博議員 その他公共施設で、役場のほうの関係ではそういった点についてはどんな配慮をされておるでしょうか。

総務課長 先ほど議員も申されましたように、PL法の関係でおおむね8年ということになっているようでございます。町の役場の消火器につきましては、近年に取りかえておりますので、新しい消火器になっております。特にこの件につきましては消防設備点検で指摘があったものについては取りかえていくという方針でやっておりますので、何年で取りかえるというところまではきちっとは決めていないというのが状況でございます。

小林 博議員 まあ大体そういう答弁になるのだろうと予測はいたしますけれど、要は福祉施設にしても学校施設にしてもあるいは役場にしても多くの人たちが出入りをするところでございます。そういうところですから、いろんな人たちがそれを目にしたり、そういうことに詳しい人や関心のある方もあるわけでありまして、それでこの質問のきっかけは、この消火器つくってから20年たつとるなあと、こんな古いの小林さんえんかいなという話を聞きましたんで、ちょっと確認をして改めて質問をしておるところでございます。これは学校の話ですね。それ以上のものがあるのかなと思ったりしながら、その管理状況等確認をされておるかどうかということをおもったわけですが、役場については新しいようで、この前役場のその消火器を持ち込んで質問したものですから、これは早く取りかえられたのかなと思ったりもしたわけですが、学校関係のほうについても、一定の年限等は区切ってやられるべきではないかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。改めてそういう提起をしたいと思うのですが。

学校教育課長 今現在古いものから順次取りかえ、詰めかえの段階で切りかえる方向でいってましても、今言われますように、ある程度年限を決めた中で買いかえるという考え方も検討していきたいと思っております。ただ、先ほども総務課長のほうからありましたように、法定点検においては古いものでも詰めかえ等の形をしておれば消火器としての機能は適正という形もできておりますけれども、今言われますようなことで対応していきたいと思っております。

小林 博議員 総務課長になるんですか、全体のほうもそういう点配慮をして、一度検討してみたいと思うんです。また次の機会にでも、質問の機会があればまとめお答えいただければと思うのですが、何か副町長ある。お答えしたそうで。

副町長 前回ご質問いただいた段階において一定の部署で取りまとめをさせていただき対応しますという答弁をさせていただきました。そのときに総務課で取りまとめするよという指示事項は出したわけですが、法定点検結果、よい悪いにかかわらずすべて報告するよという担当部署に申し伝えたはずですが、そういった事柄が現在取りまとめできていない対応しておる施設もあるよという事柄については徹底的に住民さんの生命等にもかかわるところもございまして、対応させていきたいと思っております。また、学校施設の中での消火栓20年経過ということでもありますけれども、これらにつきましてはその場所を指摘をいただければ、すぐに点検いたしました業者に対してどの点が抜かっておったのか、またよかったのか、こういう点を問いただしてみたいと思っております。

小林 博議員 そうですか、1カ所にまとめるよという方針の答弁の後ですね、次のときの答弁



に先ほど言った形になったような記憶があったわけです。いずれにしても、子どもたちをはじめ住民の多くは毎日使うところでもありますので、そういうことにはご配慮いただきたいと思います。質問のきっかけになっております学校は福崎小学校です。20年でしょうか写真もそちらに置いておりますけれども、写真まで持ってくることはないだろうと思ひましてやっております。よろしくお願ひします。

まあそういうふうにして、いろいろ財政が厳しかったり、いろんな事業に取り組まなければなりませんけれども、こういう方面については事故が起これば一番責任を問われる部分でありますので、怠らぬ配慮をしておいていただきたいと思ひます。

次に、今、文化財等の関係で三木家の整備工事が始まりました。あるいは財団法人の柳田・松岡家の記念館についても来春から町が責任を持つと、直接責任を負うという形になるわけですが、その活用についての方針とか具体的な計画というものを、もう既に作成していつておられるのでしょうか。三木家のときの議論を思い出しますと、まだ何年もかかるわけですから、そういう中で検討したいということで、基本方針は述べられたように思ひますけれども、もう少し具体化していく検討が進められているのでしょうか。

社会教育課長 議員ご指摘のとおり、来年4月1日からは町営として記念館を運営することになります。そういった中で、事務局側としましては記念館のあり方をまとめております。どういうふうを活用するかというところでございますが、具体的にどうこうというところはまだ決まっておりませんが、先ほど言いました50周年際というのが一つの大きなきっかけの事業になると思ひております。そういった中で、財団法人から引き継ぐときに、柳田國男・松岡家の顕彰、そういったものがそれをやっていただきたいということで町に寄贈していただけるということですので、柳田國男・松岡家の顕彰というところは当然外されないと思ひますし、あわせましてそれが前回の財団法人の設置目的にもございまして、後世にその顕彰を伝える、また教育及び文化の振興に寄与するといったことを基本に事業は展開していきたいと思ひます。ただ、町営になることで後ろの歴民とかも同じような町営となりますので、そういった一体管理が進む中で事業につきましても学芸員同士が連携をとってより住民に接しやすい事業展開を図っていききたいと思ひております。

小林 博議員 できるならば、ただ単に展示をして見てもらうというだけではなしに、町民をはじめ多くの人たちが、内外の人たちがそれを利用できると、そして福崎町をはじめ文化活動の振興に寄与するという形になればよいと思ひておるわけでありまして、そういう基本方針は述べられていたように思ひますけれども、そういったしますとそういう準備をどんなふうに進められておるんだらうと思ひわけです。その点についての活動はどんなふうに進められておるのでしょうか。私も最近ちょっと生野に行く機会がありまして、生野には鉾山があり、多くの古い建物やいろんなもの施設、自然環境のものも含めて観光資源というのはたくさんあるわけですが、生野には井筒屋というのがありまして、江戸時代からの大きな旅籠を復元して、そしてそれを後、運営委員会というのに指定管理で管理をお願いして、そこでいろんな活動をやっておるということです。特産物なりあるいはギャラリーとして開放する、あるいは施設の部屋を貸して、自由に使ってほしいというふうに進めていくということで、もう既に5年半ほどの実績を持っておるようであります。その井筒屋の前に今度はミュージアムとして生野の播但鉄道を敷設するのに大きな役割を果たされた方のお

屋敷があるそうでありまして、それがミュージアムとして9月7日にオープンして、これも施設の見学なりあるいは部屋等の利用に使われておる。あるいは同じ9月7日のオープンで、日本で初めての社宅というのが復元されて、それが同じように近くでやられております。俳優であった志村喬さんの生まれ故郷ということでもあって、志村喬記念館も兼ねてその社宅が使われておるわけにありますけれども、基本的には見学等は無料で部屋等を使わせていただくのにも非常に低料金ということになっておるわけですが、これからの流れに注目してみたいと思うわけですが、非常に一つ参考になる運営のやり方だなあと思いました。それぞれが管理していくのに運営委員会を立ち上げてもらって、そしてその人たちが自主的にやっておられるという点は非常に参考になる事例だなあと思います。生野には先ほど言いましたようにいろんな資源がありまして、口銀谷の町並みをつくる会とか、その他いろんな会が存在しておるということも一つの条件だと思うわけですが、福崎町も三木家と財団法人とこのようにしたものを整備し、あるいは管理していくわけですから、住民の力を結集した取り組みが必要ではないかと思うんです。ちなみに生野の今言ったような施設、見られたことありますでしょうか、近くです。

社会教育課長 お恥ずかしいながら、そこはまだ行っていません。1月27日に教育委員会があるのですが、そこで行く予定といたしております。

小林 博議員 西脇の岸家とかあるいは林田の三木家とかさまざまいろんな施設があつて、それぞれ使い方、管理の仕方があるようでありまして、基本的には住民の力をかりるといふ方向が今発展をしておると思うんです。そんな意味から言いますと、早くそういう方針を立てられて、町民の皆さん方、関心ある人たちの力を集めてもらう、そういう準備もしていかなければならないと思うんです。その母体といいますか、それはこれまでも取り組みを進められておりますので、辻川を中心にしていろいろそういったボランティアの方々も頑張っておられますので、そういう素地はあると思いますので、それらをぜひ発展させて、そうして本当にこういう整備をやってよかったなと歓迎ができる、町民の皆さんはじめ町外からもそれぞれ喜んで見学やら利用に来てもらえるという方向を目指して取り組んで欲しいなど、そんな思いをことしの夏ごろから何か所かそんなところを県内外見る機会がありまして、思っているところであります。生野は大変参考になりました。よろしくお願いをしたいと思います。教育長、一つ答弁をお願いします。一言。

教 育 長 ただいまいろいろお話を聞かせていただきまして、重々感ずるところがございます。それぞれの市町には、それぞれの市町のやり方があるかと思っておりますが、学ぶべき点は多々あるかと思っております。午前中の議会でも申し上げましたように、福崎町でできることをこれからも考えていきたい、そのためには多くの方のお知恵も拝借していきたいと思っております。

小林 博議員 次に、都市計画関係と書いておりますけれども、これも毎回取り上げてお聞きをしておるわけですが、駅前周辺整備の問題については、常に町民の皆さん方からどうなってるんだ、どうするんだと質問を受けるわけでありまして、その都度の進捗状況をお聞きするということになってまいります。先の産業建設常任委員会への報告では国のほうから福崎町に來られて、これについて検討していただくようになったという趣旨の報告があったと思うのですが、現在どう進んでおるのか。仮のたたき台になる絵ももう既にできておるのか、そしてそれをどう検討していこうという、そんな計画もできていっておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

技 監 福崎駅の周辺整備の件につきましては、現在10月にアンケート調査と交通の実態調査をしました。その結果をもとに今年度中に複数の概略の計画案をつくらうと、そういう工程で進んでおります。ですからまだ計画はできておりません。それをどうやっていくかと言いますと、直接関係します県、JR等ですね、そことその案をもとに来年度以降協議をさせていただきたいと思っています。また後、そこである程度話がつけば住民、窓口として駅前部の方に今2度ほど会議を開かせていただいて、住民に窓口としてなってくれという話をしていますけれども、そういうところと協議していくことになると思っています。

それと、国から来られましたのは近畿整備局の建政部というところです。まちづくりとかそういう事業をされているところでして、そのまちづくり系の事業のメニューの紹介を受けました。あわせて福崎駅の周辺の状況をご説明させていただいたというところです。

小林 博議員 これまでの経験から考えて、たたき台になる計画図案というのは町がまず持って、臨まないと前に進まないのではないかと感じます。どんな方向に進むにしても。今年度内に案をつくって、そして来年度JR、県と協議というのは、もうずっとこれまでと、6月も9月も同じ答えでいただいておりますが、6月議会からすればもう半年たったわけですし、9月から3カ月たって後残りもう3カ月という状況ですから、もう素案はできておるのかなと思って質問しておりますが、まだ全く手が着いていないということですか。

技 監 全く手が着いてないわけではありません。もちろんそのように進めております。二、三週間前ですけれどもコンサルと基礎になる図面とか過去の計画の結果とかお渡しして、今絵を描く作業をしてもらっているところです。

小林 博議員 その案はいつごろできて、公表できる段階がいつになるのか、内部で案はつくったけれども、まだ公表できないという段階もあるでしょうし、公表する段階がいつになるのかということもあるでしょうけれど、一応内部でもう案はつくっている、できておると理解していいのですか。

技 監 現在作成中です。ですからまだありません。作成中です。

小林 博議員 先ほど言いましたように、6月議会から同じ答えですので、もう半年たったら絵描けとんのかなと思って繰り返しお尋ねしております。計画どおり後3カ月、お正月もあるんですけれど、公表するしないは別にして大体内部での案はいつごろできる、描ける予定ですか。

技 監 6月から言っておるということですが、6月に今年度中に描き上げるという計画をつくって、そのとおりに進んでおると私は思っております。公表できますのは当然県とかJRとかとの協議をした上でないと無理かと思っております。

小林 博議員 ですから、公表できないにしても内部での案はいつごろできるのかと、作業は、今年度内、今年度内とおっしゃいますけど、その作業は何%進んでいるのかということを知りたいわけですか。

技 監 年度末、3月31日にならんとできんということはありません。来年になれば業者と協議をしながらまとめていきたいと思っています。まだ今はありません。

小林 博議員 何かまだ今から鉛筆削ろうかという話のように聞こえたんですけど。今から紙を買いに行つてという段階のような答えに聞こえたんですけど。もう下書きは何枚かして、そうしてもう成案に近いものを二つほど持っているとか、そういう答えがあってももうしかるべき段階だと思うんですけど。どうですか。

技 監 そのような案をつくるために必要な基礎データの収集、交通量とか、住民さんのニーズとか、そういうのをあげてました。後は基礎となる地形図などの収集、

それと過去の検討結果の収集、そのようなもので今、描いているところです。

小林 博議員 いよいよ絵を出しますと、それぞれいろんな意見が出てくるとは思いますけれども、しかしまあ絵を描かなければ始まらないだろうと思います。非常に関心の高い問題でもありますので、町としても今年度から対策室をつくって取り組みますということでやってもらっておるわけですから、その作業は着々と進んでおりますという説明を私もしたいわけでありまして、公表できる時期を楽しみにしてくださいという答えをしたいわけですから、そういう意味で繰り返し質問をしております。ぜひ早急な取り組みをお願いしたいと思っております。前にも言いましたけれども、現在の都市計画決定の広場と駅田原線にこだわらないと理解してよろしいねというのは前の議会にもお尋ねしておるわけですが、そういうとらわれないという形での検討をされておるわけでしょうか。

技 監 前私が答えましたのは、駅前広場の都市計画決定というのは3,800平米で現にされております。ですからとらわれないということはできません。それがありますけれども、それには完全に縛られないということです。ですからもう少し広いもの、小さいものということがあれば、それは念頭に置きながら、それは前提ではあります。もっとよろしい、いいものを描きたいということです。

小林 博議員 いずれにしても、よい答えが我々も町民の皆さんに向かってできるようにお願いしたいと思います。

次に、町内のいろんな交通安全とかさまざま整備を進めなければならないわけですが、町内には町道だけではなくに国道もあれば県道もあり、あるいは県管理河川もあるという状況でありますから、それらが災害防止や安全対策あるいは快適なまちづくりにとってその整備は重要な課題でありますけれども、非常に取り組んでやってもらっておる部分と、それから既設の例えば国道312号など、そういうところはなかなか整備が進まないということでもあるわけですが、毎回地元の方面も含めたことを言って恐縮でありますけれども、国道312号の側溝整備で通行の安全をとという対策ですが、毎年ほんの少しずつしか進まない。こんなペースで行けば30年かかるだろうということをよく言ったりするわけですが、改めて国道312号の側溝整備を含めた安全対策をお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 国道312号の整備促進についてお答えいたします。新町区内及び辻川区内ともに整備の状況は、兵庫県では四、五年前から側溝整備に取り組んでいただいております。本年度も一部実施をしていただいております。しかし、今言われましたように、各年度の実施は小規模なものとなっております。小規模工事でなかなか改善の進捗が図られていない状況でございます。厳しい財政状況の中ではありますが、できる限り歩行者等の安全な通行を確保するため、早期に最大限の効果的、効率的な道路整備が図られるよう地元区と協働して事業推進を図ってまいりたいと考えております。また周辺の環境にも配慮した舗装の打ちかえ等、そういった工事もしていただきますよう、側溝整備とともに加えて要望してまいりたいと考えております。

小林 博議員 我々も直接県の事務所をお願いしたりしたこともあるわけですし、そんな努力も引き続きいたしますけれども、何と言いましても町のほうから県当局に対して力を入れて要望していただきたいと思っております。道路もそうですし、市川の環境整備についても、堤防の構築等も含めて求められておりますので、そういう面もお忘れのないように取り組んで欲しいと思っております。

次に都市計画の関係では、今都市計画決定、下水道に関するものの変更という作業が進められておるところでありまして、西部の工業団地、福崎工業団地と

企業団地を下水道区域に編入するという作業が進められております。これはこれとして当初からの計画でもありますので推進すればよいと基本的に思っておるわけでありますが、私が気にしておるのは環境問題であります。公害防止協定の関係で排水にかかる部分の取り扱いがどんなふうになっていく、あるいはもう工業団地以外では下水道につないだところもあるわけですから、それがどんなふうになっておるかということも参考になるわけですが、どんなふうになっておるかということも参考になるわけですが、どんなふうになっていくのか。排水も生活系排水とそれから事業系排水と二つに分かれると思うんですけども、そういうものの取り組みについてお願いいたします。

住民生活課長 公共下水道に接続した場合という形での公害防止協定につきましては、公害防止協定の一部を変更する覚書を締結、今の生活排水のそういうところも覚書を今現在やっております。内容につきましては、今規制の基準等の遵守という第2条で、乙は水質に関して事業所から排水を公共下水道へ排除する場合は排除する下水の水質及び報告については下水道法及び福崎町下水道条例の規定を遵守するという内容で覚書を締結します。また、有害物質とかそういうところの処理をする排水処理施設を持っている工場等では公共用の水域に排出する場については公害防止協定はそのまま変更ございません。そして今申されました工場以外ということで、どこどこ下水道に防止協定を結んでいるところで接続したかと言いますと、片山特殊工業が生活雑排水のみ公共下水道に接続しております。そして学校法人の都築学園近畿福祉大学、そしてライフコーポレーション、ナンバ、そういったところが公共下水道に既に接続しておるという状況でございます。

小林 博議員 事業系の排水とそれから生活系の排水とは分離して、事業系は外へ流してもいいし、公共水域に流してもいいし、下水には生活系だけでという取り扱いもできるというわけですね。そんなふうになった場合は、その排水の管理は、公共水面に流す排水については引き続き公害防止協定で管理をするということになるわけですね。

住民生活課長 小林議員おっしゃるとおりでございます。

小林 博議員 基本的には公共下水道に全部流れてくるということを前提に考えなければならぬと思うんですけども、下水道法とそれから下水道条例では、それはどんなふう規制をといますか、管理をするということになっておるのでしょうか。

下水道課長 下水道法の条例また下水道法、それから水質汚濁防止法の中でもやはり特定施設を持っておる事業所につきましては、水質の測定の義務、またその5年間の保存の義務がございます。それと町側では立入検査等ができるという条項もございます。

小林 博議員 責任はそれについては町で言えば生活環境課から下水道課に所管が変わるということですね。

下水道課長 おっしゃるとおりでございます。

小林 博議員 それでは報告義務はなしに、企業のほうでは除外施設、悪質下水等の除外施設については企業のほうで管理して、その記録を保存しなければならないとなっている、町は立入検査ができるということになっておると、今そういう状況だけでございまして、今聞いた答えでは。現在、公害防止協定では2カ月に1度企業のほうが検査をして自主報告をするということになっておりますし、町も立入検査を年に数回するというところで管理をしておるわけですね。それで問題が

あればすぐ指摘をすると、改善させるということになっておるわけですが、全くそういうことができなくなってしまうというわけですね。それで記録をただ保存しておけばいいと事業所はなりますから、下水道課のほうに報告しなくてもよい、町に報告しなくてもよいということになってしまうわけで、実態はもう全くわからないということになってしまいます。悪水が流れて処理場の機能に影響が及べば、全く原因がわからない、原因と発生源がわからないということになるわけでありまして、特定するのに大変手間が要ることになると思います。これらをどんなふうに監視、監督あるいは管理をするかということを考えるべきではないかと思うんです。ですから法では記録を保存だけでよいということになっていても、それを町に提出させるとか、あるいはそんな協定に変えたほうがよいのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

下水道課長 おっしゃいますとおり、特定事業所が下水道へ排水を排除することになりましたら、特定施設の届け出と下水道法に基づく特定施設の届け出と、町条例に基づきます基準を守るための有害物質の除外施設を設けることとなります。これらにつきましてはこれまでも公害防止協定の内容というのはわかりますので、また増改築や特定施設の計画がありましたら、その都度所管の委員会でも審議をいただいておりますので、内容も確認できるため、今後ですけれども産業課、住民生活課等も連絡を密にして対応していきたい、それとその水質の基準につきましては、報告・検査につきましては、これまでの公害防止協定の内容です、それからこれらの経緯も含めて、また他市町の例なども参考に今度考えていきたいと思っております。

副町長 現行の公害防止協定に基づく締結基準ですね、これは後退しないような方向で相手方、企業等と検討を加えていくという姿勢には間違いございません。

小林 博議員 下水道法あるいはそれに基づく町の下水道条例によって、処理センターの受入基準、水質の受入基準というのがあると思うんです。それは一般のpH、BODからそういう項目、あるいは油関係のもの、それから重金属や毒物関係のもの等、さまざまあると思うのですが、下水道に流すとなりますと、もう水質汚濁防止法あるいはそれを若干上回る形の町の公害防止協定の基準ですね、それらに差があると思うのですが、どうでしょうかね。福崎町の排水の受入基準、下水道法という水の受入基準で言いますと、pHで言いますと5から9の間ということに確かなっております。この数値は下水道は5から9の範囲で受け入れるという基準になっている。ところが公共水面に流すための水質汚濁防止法ではもう少し違いただろうと、あるいは町の公害防止協定は違いただろうということで、ですから今副町長がおっしゃったように町の公害防止協定の水準を下回らない、その水準を守るとおっしゃいましたけど、下水道に流すとなりますとそうはいかんですよ、ずっともう水質汚濁防止法よりももっと悪い水質で出てくると。それが今pHの例を出しましたがけれども、これが悪水対象の六価クロムとかシアンとかそういう毒物に近い状況のものになりますと基準が違えば大変だということになるんですけれど、これが公共下水の受入基準、水質汚濁防止法、その町の公害防止協定の基準ですね、どんな数値になってますか。

副町長 私が申し上げましたのは、公害防止協定における締結しているその基準を守ろうというものではございません。あくまでも紳士協定の中における部分を求めていこうということでありまして、下水道条例また特定施設の届け出による浄化センターへの受入基準、これらを遵守していただくための例えば水質検査でありますとか、そういったものを求めていきたいと思いますという事柄で申し上げました。今言いましたようにpHとかBOD、COD、SS、これらの基準を

今の公害防止協定基準で守っていただきたいという事柄ではございません。

下水道課長 今副町長のほうから申したとおりですが、もう一つ、その事業所からの有害物質でありますとか重金属の点ですが、公共下水道の終末処理場ではこの有害物質や重金属の類は処理できません。ですから公共下水道へ除外される、接続されて流れ込んでくる水の、この重金属、有害物質の水質基準と、浄化センターから公共水面へ放流する水質については全く同じものとなっております。

小林 博議員 再確認をいたしますけど、公共下水の受け入れする水の基準と、重金属等についての基準と、それから公共下水道の処理センターから川に流す基準とは同じ水準だという、同じ数値だということですか。

下水道課長 そのとおりであります。公共下水道の終末処理場ではこの有害物質、重金属類は処理できないということに基づいておりますので、そのとおりです。

小林 博議員 となりまして、下水道に直接つながるといことになりまして、さっき、最初から言っておりますように、なかなか監視・監督ができないということになると、もちろん事業所のほうにはその記録を保存しなければならないということにはなっておっても、現在の公害防止協定では2カ月に1度事業所からの報告、そして町の立入検査ということをやっておるわけです。そういうことが全くなくなるわけですから、もう相手任せになるしかない。相手を信用しずっとおるしかないということになるわけですね。事故が仮に起こったとしても、全くそれがどこかわからないということになると思います。仮に処理センターの機能が損なわれるということになっても、どこから出てきたかわからないということになかなかかなりやすいと思うんです。そんな意味で各企業との関係を、現在の公害防止協定でやっておるような報告あるいは立入調査等、そういうことを約束事とすべきではないかと、現在の公害防止協定の精神及びその水準を守るとすれば、そういうことがやられてもよいのではないかとということ提起しておるわけでありまして、1社や2社と違いますし、それから業種も一つではありません。さまざまな業種の会社が工業団地にはあるわけでありまして、その使う物の内容もそれぞれ違うわけですから、それが全体として量も大変多いということになるわけですから、そんな意味で影響は大きいと思うんです。ですから環境問題、特に排水問題について現在の取り組みが後退しないという方向で考えてほしいと思っておるのですが、どうでしょうか。

副 町 長 何回も答弁して申しわけございませんが、下水道条例特定施設届け出における浄化センターへの受入基準等については法を守らそうという観点で今、質問議員からありましたように、今現在いただいております報告でありますとか、こちら側が水質調査をすとか、また立入検査等ができるようなそういった形の中での紳士協定は結んでいきたいと思っております。現在におけます公害防止協定における、例えばメッキ工程における先ほど申されました重金属、六価クロム等についても現在も当然除去施設はございますし、そういう放流水質に当たる分野についてはそういうものがございません。そういったものは先ほど申しあげましたように、浄化センター受入基準を設けて、それらについての調査はやっていきたいと思っております。

小林 博議員 これから大規模にこれが始まるということになりますので、早い段階からそういう姿勢は示して行ってほしいと思います。それから工業団地関係、公共下水につないでいくと、区域に広げるといことですが、これには、工事に関する受益者負担金もありますし、使用料もあるわけでありましてけれども、それぞれ企業の賛同は得られておるのでしょうか。

下水道課長 工業団地、企業団地につきましては、そこをまとめておられます工業団地協

議会がございます。そこを通じて公共下水道の整備についての説明、また受益者負担金、また使用料も含めて説明しております。ただ総論的には当然公共下水道の整備を望まれておるわけですが、やはり個別の案件も各企業さんの内容というのでもございます。また問い合わせもあることから、今後はそれぞれ企業さんからの質問等、また調整を図っていきたいと思っております。

小林 博議員 特に受益者負担金については工業団地に面整備が得られて、そして供用開始となった時点で、すぐにつながつながないかは別として受益者負担金の請求がいくということになると思います。そんな面で、緑地やあるいは駐車場とか倉庫とかさまざまな大きな面積のあるところもあるわけでありますから、当然いろんな意見が出るのではないかとちょっと心配しておるんです。そういうことも含めて、いやしかしそういうことがあっても一応全部の面積で払いますよということで全部の会社が了解をしてるのかなとちょっと思ったりもしておるわけですが、各論は別だということでありますので、今後見守っていきたいと思えます。

次に来年度予算編成についてですけれども、国のほうも毎日ニュースを見たり聞いたり読んだりしております。なかなかわかりづらいのです。町の予算編成方針、総務文教委員会からの報告部分で読ませていただいて、ああこういうことかと思っただけですけれども、具体的にはなかなか理解度は薄いわけですが、心配しております国の政策の変わり方、あるいは県の第2次行革プラン、それらがどんなふうに町行政と、あるいは町民生活に影響してくるのかという点についてお聞かせいただきたいと思えます。

企画財政課長 まず国の予算、政府予算案でありますけれども、これにつきましては最終段階に入っております。また近々取りまとめられて発表されることかと思えます。その要求基準につきましては、政権公約以来の経費、これにつきましては前年度比90%という基準で要求されておるところでございます。特に公共事業費につきましては、かなり減額された22年度よりもさらに厳しい状況が見込まれます。それから兵庫県の新行革プランにつきましては、一般事業費がまず10%削減という方針が出されております。市町に対する補助金などへの影響が出てくるのではないかと懸念されます。それから特に福祉医療の関係につきましては重度障害者医療、また乳幼児医療、子ども医療等について所得判定基準を世帯の最上位所得者から世帯合算へと見直しが行われます。これに福崎町も合わせますと、町の負担が減少するわけですけれども、この辺の取り扱いについては今後の検討となってまいります。

こういった形の中で影響は出るわけですが、予算編成の段階でこれを見込むというのは非常に難しいところがございます。現在のところこういう状況でございます。

小林 博議員 国とか県とかは勝手なところがありまして、福祉の制度でもつくったはよいが、もう何年かでやめてしまうということで、町は勝手にそんな簡単にはやめられないという、市町村はそういう状況にありますから、そんなことがよくあるわけですが、この行革プランではそういう部分がある程度出てくるのではないかと、そんな心配もしながら見ておるところであります。できるだけそういう住民への影響がないように、あるいはできるだけ少なく済むように、努力がたを求めたいと思えます。

次に来年度予算で、福崎町の重点的な施策についてはどんなものが予定されておるのか、あるいは福祉とか医療とか教育とか、そういうソフト面でのそういった予算編成方針等はどうなっておるのか、お聞かせいただきたいと思えます。



企画財政課長 具体的なところにつきましては、特に臨時的な経費、投資的な経費はこれからの要求また査定になるわけでありまして、これまで申し上げている中で一番大きいのはやはり田原幼稚園の建設がメインになってこようかと思えます。そういった中で、それ以外につきましてはそれぞれの分野で継続事業につきましてはできる限りそういった方向で持っていきたいと考えております。

議 長 一般質問の途中であります、しばらく休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時20分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小林 博議員 予算編成については今からということではありますが、この編成方針を読ませていただくと、それなりの緊張感が漂ってまいります。しかし、書かれてありますように、重点的な事業をはじめ新しい建設事業もやるところはやらなければならないしということではありますが、あわせて福祉や医療関係も住民負担がさらに大きくなったり、あるいは施策が後退するということを守る努力をぜひお願いしたいと思います。国のほうもまだ今からでわからないわけですが、22年度につきましても中島井ノ口線とかあるいは西治長野線絡みでいろいろ経過があったわけではありますが、最も心配をされる事業というのは具体的にどこなところですか。

企画財政課長 先ほども申し上げたわけですが、やはり公共事業に対する国の予算ベースというのはかなり削減されるのではないかとこのところがございます。中島井ノ口とか道路関係、下水道もかなりの事業費になりますけれども、そういったところが我々が予定している額が配分されるのかどうかというところがかなり心配される場所です。田原の幼稚園につきましては、基本的に補助金がなくなっておりますので、地方債事業という形になろうかと思っておりますので、その辺については国の予算は影響なからうかと思っております。

副 町 長 県の行革における投資的事業が大きく削減される予定となっております。その関係から言いますと、県単独補助事業であります大庄屋三木家の修復事業、これらにも影響が出てくるものと思っております。しかしその関係につきましても、ルートでそれぞれの分野で福崎町の思い等は伝えているところであります。

小林 博議員 いろいろ心配される向きはあるとしても、まだ上級の方針が確定していないだけに、町の予算としては町の思いで組みたいというか、そういうふうな理解をしてよろしいのですか。

企画財政課長 国庫補助事業につきましては一応次年度の要望というのを出してあります。それが予算要求のベースになろうかと思っております。

小林 博議員 予算についてはできるだけ頑張りたいということをおいておきたいと思っておりますが、水道課長もせっかくおられますので、水道料金とかそういうことの影響は出てこないか、予定しておる防災対策事業等は計画どおり進められるか、水道はもともと補助がないわけだからちゃんとできるでしょうか、予定どおりかどうか、あるいは健康福祉課長ですか、高松課長には国民健康保険や介護保険等、そういうものの保険料等についてはどんなふうな考えておいてよいか、基本線だけお答えいただきたいと思っております。

水道課長 地域水道ビジョンも策定しました。年次計画に沿って事業は進めたいと思っております。

おります。

健康福祉課長 国民健康保険また介護保険の特別会計でございますけれども、介護保険につきましては3年間の計画がございまして、まだ来年度が最終の3年間になりました、保険料等の変更はございません。国民健康保険につきましても、今医療費の動向を見ながら来年度を考えていくわけですが、当初予算ベースで推移するような状況ではございます。

小林 博議員 それでは次に、今年度の補正予算が国のほうでも決まったわけですが、特に子宮頸がん等のワクチン接種についても決定しているわけですが、これについては志水議員からの質問とそれに対する答弁で町の考え方はわかったわけですが、予定されておりますのは国のほうでも子宮頸がんと言いますと接種率50%ぐらいで国も予算を組んでおると資料で読んだわけですが、福崎町は接種率何%で予算を組むわけですか。ちなみに、ヒブワクチンも今年度当初から助成がされておりますが、現在のところでの実施率等も含めてお答えをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 子宮頸がんの受診率でございますけれども、兵庫県のほうが予算措置をしております接種率が85%と聞いております。当町においても85%の接種率で計上したいと考えております。

それとヒブワクチン、4月から県の制度で2分の1補助をやっております。11月現在では受診者が67人、助成額が30万円弱というところで、対象が2歳まででございますので、受診率としましてはかなり低いほうでございます。また、国のヒブワクチンの予防接種につきましては、無料でということになりますので、受診率のほうは県のほうも80%の受診率を見込んでいるというような状況で、それに沿って補正予算はしていきたいと思っております。

小林 博議員 一応そういう85%ということのようですね。これがそのパーセントを超えても、実施率が超えても当然補助にはなるということでしょうね。対象になるとはい、まあそういうことで、志水議員も言われましたが、丁寧な説明とそして実施率の向上を求めておきたいと思っております。

次に、国保の財政安定化支援計画について前回触れましたけれども、これがここの12月に策定という予定で進んでおるわけですが、現在どんなふうに進んだのか、福崎町はどういう対応をしたのか、あるいは町民にはどういう影響が出てくるのか等についてお答えをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 兵庫県が策定しております国民健康保険の財政に関しまして、財政安定化支援方針というものを法律上定めることとなっております。今の経過でございますが、11月下旬に方針案が策定されております。12月になりました、町の意見の照会がございました。それで、町の意見としましては、この12月定例議会においても後期高齢者制度に対しての意見書が採択されておりますが、意見書の趣旨を踏まえた内容で意見を提出しております。その後、12月の下旬に、もうすぐ下旬になるんですけれども、12月中に策定され、県のホームページで公表されるという手順となっております。

影響でございますが、この安定化方針につきましては25年3月までに中身について県が果たすべき役割を今から検討して詳細な部分の記載をしていくということになっております。影響が出るのは25年度からまた高齢者のための新たな医療制度というものが最終答申まとめられておりますので、それが導入されれば大きな影響があると思っております。

小林 博議員 この計画策定の方針といいますか、これは25年度からは高齢者保険の制度を新しくするので、それまでの間の安定化施策ということで作られておったの

ではなかったかと思うんですね、計画をされておったと。そうすると来年度からでも影響してくるのかなと思って心配しているわけです。こういう支援計画という名前をつけながら、全県的な平準化等を考えてそうして法定外負担、いわゆる法定外の一般会計からの繰り入れ等をなくしていく方向で考えると書かれておるわけで、そうなりますと保険料が上がりざるを得ないということになるわけで、加えて都市部ほど平均して医療費が高くて周辺部は低いということですから、それが平準化ということになりますと、二重に地方の住民は負担がふえるということになるのではないかという心配を前回披瀝をしたわけです。そういうものが財政安定化支援計画で具体的になってくるのではないかと思ったりしていたのですが、当面心配はないということですか。改めてお聞きしておきます。

健康福祉課長 今の段階での方針の中身を見ても、収納率目標の設定、また共同事業による保険料の平準化、それと保険料算定方式の統一ということや財政安定化事業、30万円以上高額医療の拡大とか、そういったものの見直しを行うということになっておまして、それについては今後、県、市町、国保連合会で構成します連絡協議会を立ち上げまして、25年の3月までの間、方針に掲げる施策の実施や見直し等を協議するとなっております。今のところ直接来年度影響があるというようなことはないと考えております。

小林 博議員 医療、福祉等の保険問題に関しては大変難しい問題でありますけれども、本当に住民の命の問題に直結しておるだけに、負担能力のないものは医者にかかれないということにならないように、基本の施策、政治の基本としてぜひ頑張っていたきたいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第434回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。よって、閉会することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

第434回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、12月10日に招集され、本日までの13日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、本当にありがとうございました。

この間、議員各位には本定例会に提出されました案件について慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。なお、本定例会1日目には宇崎前議長から議員辞職願が提出され、議長、副議長を新たに選出いたしました。不慣れな中、皆様のご協力により無事終えることができました。また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この間、町長をはじめ理事者の皆様には、資料の作成をはじめ議会の審議における協力に対して敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

皆様方におかれましては、年末何かとお忙しい中、またこれから寒さも一段と厳しくなっておりますとき、健康には十分ご留意されまして、議員活動をはじめ町政発展のためにさらなるご精励をお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 第434回定例会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月10日から今日まで、13日間にわたって報告、議案、請願等を審議され、妥当なる結論を出していただきました。審議の中でいただきました声につきましては、今後の町政運営の中で生かしてまいりたいと考えております。

今は予算編成の真っ最中ではありますが、行政懇談会でお聞きした意見、そして議員の皆さんが議会や委員会、そして日ごろの活動の中でいろんな声を寄せてくださっております。そうした声にも十分意を払いながら、予算編成に当たってまいりたいと思います。

最後になりますけれども、全体の議案を通じて私の姿勢を示しておきたいと思っております。私は一番最初議会に出てまいりまして議員の皆さんから所信表明についての意見を聞いたわけではありますが、そのときにお答えいたしましたのが「有理・有利・有節」とお答えさせていただきました。一番最初は理科の理を書きますから、道理があり理由があるということでありまして、2番目の利は利益の利を書きましたから、町民にとって利益があることということでありまして、そして有節についてはこれはきょうの議会で広岡議員からとくと教えていただいたわけではありますが、すなわち礼節を守ると、節度を守るということでありまして、これが私の町政運営についての基本であります。したがってこの姿勢は一貫して守り続けてまいりたいと考えております。

なぜこの問題を最後に出したかと言いますと、工業団地の公共下水道に引き継ぐに当たっては、この三つが適用されなければならないと思っております。とにかくちゃんと理屈が通っておる。町民の皆さんにとって不利益にならない。そしてよく話し合いをして進めていくという礼節であります。今から引き受ける問題でありますから、今ある私たちの権利が侵されるという状況の中で引き受けるわけにはまいりません。そのことがきちっと守られるということを確認した上での工業団地の公共下水道での引き受けでありますから、今ある利益が、町民の利益が侵されると、立入検査権でありますとかいろんな権限はすべて継承されるという前提の上で、それなら引き受けましょうという態度でありますから、それが守られないというなら、こんな作業はもうきょうからやめればいい話でありますから、下水道を担当している諸君もほかの課長も、私の政治姿勢で述べた三つの問題はきちっと頭に入れて、いろんな作業を進めてもらうように、これからもきちっと頼んでまいりたいと考えております。

師走もだんだん押し迫ってまいりまして、お互いに忙しい時期になりますが、健康には留意をしながら、新年度を迎えたいと思っております。皆さんもお元気で、また新しい年に頑張ってくださいますように心からお願いして閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 それではこれもちまして閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時37分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年12月22日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 難 波 靖 通

福崎町議会議員 北 山 孝 彦